

福島県における復興祈念公園 基本計画の策定に向けてご意見をお聴かせください

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曾有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

基本計画を策定するにあたり、皆様のお考えをお伺いするため、基本計画（案）に対するご意見を募集します。

【意見募集期間】

平成30年5月8日（火）～平成30年6月8日（金）（**必着**）

【意見募集方法】（詳細は別添資料参照）

（1）基本計画（案）の閲覧・入手方法

①ホームページ

東北地方整備局、福島県、双葉町、浪江町のホームページにてご覧いただけます。

東北地方整備局HPアドレス (<http://www.thr.mlit.go.jp/>) ⇒ 「東日本大震災 復興・伝承」 ⇒ 「復興祈念公園」 ⇒ 「福島県」 より入手できます。

②閲覧場所

東北地方整備局、福島県庁、双葉町役場、浪江町役場等に設置された閲覧場所にてご覧いただけます。

（2）意見提出方法

基本計画（案）をご覧いただいた上で、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函いただくか、「東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係」まで、郵送・ファックス・電子メールにより、ご意見をお寄せください。

※郵送・ファックス・電子メールをご利用の場合は、「福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）をご記入ください。

送付先 住所：〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1
ファックス：022-227-4459 電子メール：thr-tohoku-park@mlit.go.jp

【シンポジウム開催】（詳細は別添チラシ参照）

福島県における復興祈念公園シンポジウムを平成30年6月2日（土）に開催します。

（発表記者会：福島県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会）

＜ 問い合わせ先 ＞

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 電話：022-225-2171（代表）

課長補佐 畑井 言介（内線6163）

福島県 土木部 まちづくり推進課 主幹 高萩 俊 電話：024-521-7868（直通）
（内線3647）

福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見の募集について

平成30年5月8日
東北地方整備局
福島県

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曾有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

このたび、基本計画（案）をとりまとめましたので、皆様のお考えをお伺いするため、以下の要領で基本計画（案）に対するご意見を募集します。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

《意見募集要領》

1 意見募集内容

福島県復興祈念公園基本計画（案）（別紙1参照）

【閲覧・入手方法】

（1）ホームページ

東北地方整備局、福島県、双葉町、浪江町のホームページにてご覧いただけます。

東北地方整備局 HP アドレス (<http://www.thr.mlit.go.jp/>) ⇒ 「東日本大震災 復興・伝承」 ⇒ 「復興祈念公園」 ⇒ 「福島県」 より入手できます。

（2）閲覧場所

以下の場所にて閲覧できます。

1) 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

場所：仙台合同庁舎B棟14階 都市・住宅整備課内

2) 福島県

場所：①福島県庁西庁舎4階 土木部 まちづくり推進課内

②福島県庁西庁舎12階 県政情報センター内

福島県福島市杉妻町2番16号

③福島県各地方振興局（県北を除く） 県政情報コーナー内

④福島県各建設事務所 企画調査課内

3) 双葉町 復興推進課

福島県いわき市東田町2丁目19番地の4

場所：双葉町役場2階 復興推進課内

4) 浪江町 まちづくり整備課

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

場所：浪江町役場3階 まちづくり整備課内

2 意見募集期間

平成30年5月8日（火）から平成30年6月8日（金）まで（必着）

3 意見公募方法

別紙2の意見記入用紙をふまえ、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますのであらかじめご了承ください。

(1) 意見箱に投函する場合

基本計画（案）の閲覧場所に設置してある記入用紙にご意見を記入いただき、備え付けの意見箱に投函してください。

(2) 郵送の場合

あて先：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係 あて

※郵便はがき又は封筒の表に「福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

(3) ファックスの場合

番 号：022-227-4459

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係 あて

※ファックス文面の表に「福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

(4) 電子メールの場合

メールアドレス：thr-tohoku-park@mlit.go.jp

※電子メールの件名に「福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見」とし、東北地方整備局ホームページからダウンロードした記入用紙に記入のうえ添付いただくか、メール本文に基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入いただき、送付してください。

4 注意事項

皆様からいただいたご意見につきましては、基本計画（案）の最終的な検討における参考とさせていただきます。

いただいたご意見につきましては、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）、ご意見の内容及びご意見に対する見解・対応をホームページで公表させていただきます場合がありますのでご承知おきください。

【お問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

電話：022-225-2171（代表）（内線6163、6171）

※平日の9時30分から17時30分の間にお願ひします。

福島県復興祈念公園 基本計画（案）

平成 30 年 5 月

復 興 庁
福 島 県

はじめに

東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故により広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

本計画は、国、福島県、双葉町及び浪江町の連携のもと、東日本大震災で甚大な被害を受けた福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区、中浜地区において設置される復興祈念公園について、空間構成をはじめ踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものである。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものである。

福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会

	氏 名	役 職
委員長	横張 真	東京大学大学院工学系研究科 教授
委 員	市岡 綾子	日本大学工学部 専任講師
〃	長林 久夫	日本大学工学部 名誉教授
〃	舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
〃	間野 博	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任教授
〃	涌井 史郎	東京都市大学環境学部 教授
		(敬称略・五十音順)
行政委員	伊澤 史朗	双葉町長
〃	馬場 有	浪江町長
〃	大河原 聡	福島県土木部長
〃	菊池 雅彦	復興庁参事官
〃	河村 賢二	復興庁福島復興局次長
〃	町田 誠	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	二橋 宏樹	国土交通省東北地方整備局建政部長

平成30年3月現在

福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会
空間デザイン検討ワーキング

	氏 名	役 職
委 員 (幹事)	下田 明宏	工学院大学建築学部 教授
委 員	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
委 員	泉田 邦彦	岩沼市教育委員会市史編纂室 市史編纂専門員
委 員	市岡 綾子	日本大学工学部 専任講師
委 員	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科 教授
委 員	渡部 和生	日本大学工学部 特任教授

(敬称略・五十音順)

平成30年3月現在

- 目 次 -

はじめに

1 . 東日本大震災による被害の概要.....	1
(1) 全国.....	1
(2) 福島県.....	1
(3) 双葉町、浪江町.....	2
2 . 計画区域.....	5
(1) 位置と区域.....	5
(2) 事業期間.....	6
(3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要.....	6
(4) 周辺の関連事業.....	6
3 . 基本理念.....	8
4 . 基本方針.....	10
(1) 生命（いのち）をいたむ.....	10
(2) 事実をつたえる.....	10
(3) 縁（よすが）をつなぐ.....	11
(4) 息吹よみがえる.....	11
(5) 基本方針実現のために留意すべきこと.....	12
5 . 空間構成計画.....	14
(1) 公園区域全体の空間構成.....	14
(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成.....	31
(3) 震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場.....	32
(4) ふるさとと人々を結ぶ場.....	35
(5) 利用者の安全・安心の確保.....	36
(6) 被災地の状況をふまえた段階的な整備・管理.....	37
(7) 植栽及び自然環境の形成.....	39
6 . 管理・運営方針.....	47
(1) 公園の管理・運営.....	47
(2) 周辺地域の観光施設、産業施設、情報発信を行う施設との連携..	47
7 . 今後の検討課題.....	49

おわりに

1. 東日本大震災による被害の概要

(1) 全国

2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分に、三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）を震央とし、深さ24kmにおいて、マグニチュード9.0、最大震度7（宮城県栗原市）という、日本の観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生した。同日14時49分に岩手県、宮城県、福島県、15時14分に青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房を津波予報区とする津波警報（大津波）が発表され、その後発生した津波とともに、太平洋沿岸部に甚大な被害が生じた¹⁾。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県64市町村の浸水面積の合計は約561km²²⁾、全国の人的被害は、死者15,895人、行方不明2,539人、負傷6,156人に及ぶ³⁾。特に岩手、宮城、福島3県において被害が甚大であった。宮城県、福島県等では、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が114件発生し、死者は19人に及んだ⁴⁾。

- 1) 「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)被害報」(総務省消防庁、平成28年10月20日(木)14時00分)
- 2) 「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(国土地理院、平成23年4月18日)
- 3) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(警察庁緊急災害警備本部、平成30年3月9日)
- 4) 「東日本大震災(第110報)」(国土交通省、平成24年6月4日(月)10:00作成)

(2) 福島県

福島県では、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町等で震度6強、福島市、郡山市、二本松市、本宮市等で震度6弱の強い揺れを観測し、その後来襲した津波により、沿岸部の3市7町（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町）すべてにおいて、主に丘陵と丘陵に挟まれた低地部が浸水被害を受け、浸水面積は約110km²に及んだ¹⁾。福島県の津波、地すべり等直接的な被害による死者・行方不明者は1,831人である²⁾。福島県沿岸北部から中部にかけて、浸水面積が大きく、津波等直接的な被害による死者数が多い。また、白河市等内陸部では地すべり、がけ崩れ、堰堤の決壊等が発生した。

さらに、東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災し、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす福島第一原子力発電所事故が発生した。この影響により、2011年（平成23年）3月11日19時03分政府は原子力緊急事態宣言を発出し、同日21時23分同発電所から半径3km圏内の住民に避難指示、半径3kmから10km圏内の住民に屋内退避指示が出され、周辺の住民は町外への避難を余儀なくされた。その後、避難指示区域が拡大し、住民はより広域に避難することとなった。福島第一原子力発電所から

半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域等に設定された。一部の地方自治体について、避難指示区域の見直し等が実施されているが、これまでに約160,000人を超える住民が避難し³⁾、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている状況にある。現在、避難指示区域が存在する自治体は南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村である。同自治体の住民の避難先等は、福島県内外の各地に分散しており、避難者数は県内で約48,000人、県外で約19,000人である⁴⁾。福島第一原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる震災関連死とされた死者⁵⁾数は2,227人であり²⁾、福島県は他県に比べて突出して多く、津波等直接的な被害の犠牲者数を上回る。

警戒区域内で生存する家畜については、国が安楽死処分等を指示した⁶⁾。また、ペットを自宅に留置するなどして避難せざるを得ない状況が発生した⁷⁾。

東日本大震災から7年が経過し、福島県は、失われた産業基盤の再構築を図るため、福島イノベーション・コースト構想等による浜通りの再生を目指しており、廃炉の研究拠点、ロボットの研究・実証拠点などの新たな研究・産業拠点や、原子力災害の教訓・知見の継承、世界へ情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設(以下、「アーカイブ拠点施設」という。)の整備等を進めている。また、福島県内の市町村においても、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ伝承する施設等が計画、整備されている。避難先では、地域の住民による避難者への支援やイベント等での両者の交流が行われるとともに新たなコミュニティづくりが検討されるなど、福島県全体で復興に向けて取り組んでいる。

- 1) 「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(国土地理院、平成23年4月18日)
- 2) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(福島県災害対策本部、平成30年4月5日8時00分現在)
- 3) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(福島県災害対策本部、平成24年5月現在)
- 4) 自治体の公表値(南相馬市は平成30年2月28日、双葉町・浪江町は同年3月31日、富岡町・大熊町・葛尾村・飯館村は同年4月1日)
- 5) 東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方。(「東日本大震災における震災関連死の死者数」(復興庁、平成28年6月30日)より)
- 6) 「原子力災害対策本部長指示(平成24年4月5日)」
- 7) 「東日本大震災における被災動物対応記録集」(環境省、平成25年6月)

(3) 双葉町、浪江町

福島県双葉郡双葉町、浪江町において、津波による最大浸水深は、双葉町で16.5m¹⁾、浪江町で10m²⁾に達し、浸水区域内の双葉町中野地区、中浜地区、両竹地区、浪江町請戸地区、中浜地区、両竹地区、南棚塩地区のほぼすべての建物が津波により全壊となった。津波等直接的な被害による死者・行方不明者は、双葉町で21人、浪江町で182人である³⁾。



写真-1 公園予定地周辺 震災直後の状況（平成23年3月11日）⁴⁾

さらに、福島第一原子力発電所事故による避難指示が出され、両町とも情報の共有・提供が十分に図られない中での全町避難となり、発災翌日から捜索、救出活動を行うことができなかった。約1か月後の2011年（平成23年）4月14日、福島第一原子力発電所半径10km圏内の浪江町において行方不明者の捜索が開始されたが、がれきの下敷きとなり、あるいは負傷等により身動きできずに救助を待ち望んでいたものの救助されず犠牲となった人々もいた⁵⁾。

双葉町、浪江町の避難先は避難指示の拡大により次々と変化、多様化した。双葉町は、多くの町民がまず川俣町に避難し、その後おもに埼玉県加須市及び猪苗代町、福島市、郡山市に避難、その後順次福島県内の仮設住宅等に入居した。浪江町では、多くの住民が順次二本松市に避難し、次いで福島県内5市町村（二本松市、福島市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村）の宿泊施設へ避難、その後順次仮設住宅等へ入居した。役場機能について、双葉町は、2011年（平成23年）3月12日から同年3月18日まで川俣町、同年3月19日から同年3月29日までさいたまスーパーアリーナ（埼玉県さいたま市）、同年3月30日から2013年（平成25年）6月16日まで旧埼玉県立騎西高校（埼玉県加須市）、同年6月17日から双葉町いわき事務所に置いている。浪江町は、2011年（平成23年）3月12日から15日まで浪江町役場津島支所、同年3月15日から5月22日まで二本松市役所東和支所、同年5月23日から2012年（平成24年）9月30日まで福島県男女共生センター（二本松市）、同年10月1日から現在まで浪江町役場二本松事務所に置いている。なお、浪江町は、2013年（平成25年）4月1日に一部機能、2017年（平成29年）4月1日に、大部分の機能を、浪江町の本庁舎に戻している。

現在も、両町とも避難指示が継続しており、その避難先は福島県内49市町村、県外44都道府県と全国にわたり、避難者数は27,529人に上る⁶⁾。震災関連死とされた死者数は双葉町で147人、浪江町で419人であり³⁾、津波等直接的な被害による死者・行方不明者数を上回る。

このような大きな被害が生じる一方で、浪江町の津波等直接的な被害による死者・行方不明者の約6割を占める請戸地区では請戸小学校に当時在籍していた児童、教職員全員が大平山へ、両竹地区では住民が高台に位置する諏訪神社境内地へ、双葉町では住民が双葉海水浴場に面したマリンハウスふたば最上階にそれぞれ避難し難を逃れることができた。

東日本大震災から7年が経過し、両町においても、復興に向けて様々な取り組みが行われている。福島県は、福島イノベーション・コースト構想等をもとに、2016年（平成28年）8月にアーカイブ拠点施設を双葉町へ整備することを決定し、現在、その計画・設計を行っているとともに、2016年（平成28年）4月に浪江町の棚塩産業団地において福島ロボットテストフィールド（浪江町滑走路）の整備を決定した。また、同団地において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が水素製造拠点施設の整備を決定している。

双葉町は、町の復興の先駆けとなる「働く拠点」として事業再開や企業立地の受け皿となる「中野地区復興産業拠点」の整備を行うとともに、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（2017年（平成29年）9月内閣総理大臣認定）に基づき、中野地区復興産業拠点と連携し復興の核を形成する「双葉駅西側地区生活拠点」の検討を行っている。また、中野地区復興産業拠点において、就業者、一時帰宅する町民等へのサポート、サービス提供の機能を有する産業交流センターの基本構想をとりまとめ、現在、その設計を行っている。

浪江町は、町の利便性の向上に資する、住民交流の新たな拠点として、仮設商店街「まちなみ・まるしえ」を2016年（平成28年）10月27日に開所した。また、これまで商工業等の中心であった既存中心市街地の再生を図り、魅力的な中心市街地を形成するため、平成29年3月に浪江町中心市街地再生計画を策定している。交流・情報発信拠点施設について行政と住民の協働により平成28年3月に「交流・情報発信拠点施設基本計画」を決定し、基本設計を実施した。さらに、平成30年1月にまちづくり会社を設立した。

- 1) 国土交通省都市局「復興支援調査アーカイブ」（<http://fukkou.csis.u-tokyo.ac.jp/>）
- 2) 「東日本大震災現地レポート」（東日本建設業保証株式会社、平成24年3月）掲載の「福島県内の津波の高さ（東京大学大学院佐藤眞司教授の研究グループによる警戒区域の津波痕跡調査に基づく）」
- 3) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（福島県災害対策本部、平成30年4月5日8時00分現在）
- 4) 防災ヘリ「みちのく号」平成23年3月11日映像
- 5) 「福島県における復興祈念公園のあり方【基本構想への県提言】」（福島県、平成28年6月）
- 6) 双葉町・浪江町の平成30年3月31日の公表値

2. 計画区域

(1) 位置と区域

福島県復興祈念公園（以下「当公園」という。）の計画区域は、福島県が都市計画決定を行った公園区域をもとに、今後周辺地域の復興事業等と調整を図りながら必要に応じて変更を予定する約50haの範囲とする（図-1、2）。計画区域には国が整備する「国営追悼・祈念施設（仮称）」を含む。



図-1 位置図



図-2 計画区域

(2) 事業期間

当公園は、2020年度（平成32年）に、公園の一部利用を開始し、その後、順次、利用を開始していく予定である。

(3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要

国は、2017年（平成29年）9月1日に国営追悼・祈念施設（仮称）を福島県双葉郡浪江町（両竹地区）に設置する閣議決定を行った。この施設は、「東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂」等を目的としたもので、当公園の中核的施設となるものである。

【国営追悼・祈念施設（仮称）の概要】

目的：①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂

②震災の記憶と教訓の後世への伝承

③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信

場所：【岩手県】陸前高田市（高田松原地区）

【宮城県】石巻市（南浜地区）

【福島県】双葉郡浪江町（両竹地区）

内容：地方公共団体が整備する復興祈念公園（仮称）の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置することを想定（面積は数ha程度）

(4) 周辺の関連事業

計画区域周辺において、双葉町・浪江町沿岸部には、計画高さT.P. 1)+7.2mの海岸堤防と同堤防より内陸側に概ね幅200mの防災林が整備される。また、双葉町・浪江町沿岸部を流れる請戸川、前田川では、河川堤防が嵩上げ整備される。津波被害を受けた浪江町の中浜、両竹、請戸地区の住宅跡には、防災集団移転促進事業の移転促進区域が指定されている。双葉町・浪江町沿岸部を南北に結ぶ県道長塚請戸浪江線、県道広野小高線は災害復旧事業により整備される。

双葉町では、事業再開や企業立地の受け皿となる中野地区復興産業拠点が整備され、同地区内にアーカイブ拠点施設が整備される。また、常磐自動車道双葉IC（仮称）から中野地区復興産業拠点へのアクセス道路として、双葉町中心部、福島県復興祈念公園を経て、県道広野小高線に至る復興シンボル軸（道路）が整備される。中野地区復興産業拠点北側の低地部には、水田再生活用拠点、次世代園芸チャレンジ拠点が計画されている。

浪江町では、請戸川左岸側の丘陵上の棚塩産業団地に福島ロボットテストフィールド（浪

江町滑走路)、水素製造拠点施設の整備が決定し、請戸川右岸側に津波等による被害を受けた旧共同墓地を祈りの場とする「先人の丘」、復興のシンボルとして復旧する請戸漁港及び水産加工団地、請戸川兩岸の低地部における花卉栽培、農地の再生等が計画されている。

1) 東京湾の平均海面



図-3 公園周辺の関連事業

3 . 基本理念

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であった。福島県では、最大震度6強の地震とその後発生した津波等による直接的な被害により、死者・行方不明者合わせて約1,800人を数えることになった。

福島第一原子力発電所事故により避難指示が出された住民は、震災直後、ふるさとに立ち入ることができず、ふるさとを離れて生活することを余儀なくされた。現在、福島県内外で約66,000人が避難生活を続けている。

福島県では、東日本大震災発災直後から、避難や避難生活による疲労、ストレス等による震災関連死とされた死者が現在でも増加しており、約2,200人に上る。これは、直接的な被害による死者・行方不明者を既に上回っている。

中でも、双葉郡は、福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）が位置するとともに、震災後7年を経て、今なお避難の対象とされ居住ができない避難指示区域が存在する7市町村のうち4町1村が位置している。さらに、双葉町・浪江町は、震災当時の人口¹⁾に対する死者・行方不明者数²⁾の割合が福島県の自治体の中でも特に高く、死者が95人³⁾と双葉郡最大の犠牲となった福島県内最東端の請戸地区が位置しており、福島県における東日本大震災の被災を俯瞰できる場所となっている。

福島県沿岸部は、先史時代から人々が生活を営んできた地であるとともに^{じょうがん}貞観地震や天保の飢饉等様々な困難に度々見舞われ、それを乗り越えて来た歴史を有する。当時より人々の心の支えとして、神楽や踊り等民俗芸能が受け継がれており、震災後避難先において^{うげど}請戸の^{たうえおどり}田植踊、^{まえさわ}双葉町前沢の^{おんなほうさいおどり}女宝財踊等の民俗芸能が復活している。福島県沿岸部の主要産業は、農業、漁業、工業、エネルギー産業等時代によって変遷し、福島第一原子力発電所事故後は新たな産業の誘致が始まっている。また、周辺地域では東日本大震災からの復興の拠点や、アーカイブ拠点施設が計画されている。このように、福島県では、震災からの再生の息吹が聞こえはじめている。

この地に整備される復興祈念公園は、福島県、さらには被災地全体のかなめとして、この地のみならず東日本大震災で犠牲となった全ての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるものである。また、震災以降福島第一原子力発電所事故による避難が継続している中、地域との連携により、津波被害や福島第一原子力発電所事故による災害等震災の記憶と教訓を後世に伝承するとともに、ふるさとを離れた地域の人々をつなぐ心の拠り所となるものである。さらには、復興の進度に応じた段階的な整備や管理を行い、公園の整備や周辺地

域の産業の再生とあわせ、人々が再び福島に戻り、福島の再生を一層強く発信し、たとえ長い時間を要したとしてもふるさとを取り戻し、創造する象徴となるものである。

このような認識のもと、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区、中浜地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定める。

生命（いのち）をいたみ、
事実をつたえ、
縁（よすが）をつなぎ、
息吹よみがえる

復興祈念公園は、現在、岩手県、宮城県で整備が進められている。岩手県における復興祈念公園は、これまで何度も津波の被害を受けてきた三陸地方のリアス式海岸である陸前高田市の高田松原地区に位置し、奇跡の一本松などにより今回の津波とその被害からの復興の姿を象徴的に発信するものとなっている。宮城県における復興祈念公園は、最大の犠牲者のあった自治体である石巻市の平野部である南浜地区に位置し、津波に対して脆弱なまちであり多くの犠牲を出した記憶と教訓を後世に伝承していくものとなっている。

これらと福島県における復興祈念公園があいまって、広域的かつ未曾有の災害であった東日本大震災全体の犠牲者の追悼・鎮魂、被災地それぞれの状況に応じた震災の記憶と教訓の伝承、さらには各県における復興の象徴としての役割を持つ「かなめ」の場所として、復興への強い意志と人々の弛まぬ復興への支援を国内外に発信していくものとする。

- 1) 福島県現住人口調査月報 平成23年3月1日現在（福島県、平成23年10月5日公表）
- 2) 平成23年東北地方太平洋沖地震による人的被害（福島県災害対策本部、平成28年12月22日現在）
- 3) 「津波による死者、行方不明者」（浪江町、平成27年10月6日現在）

4 . 基本方針

基本理念をふまえ、福島県における復興祈念公園の基本方針を定める。

(1) 生命(いのち)をいたむ

【東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂の場となる】

東北地方太平洋沖地震とその後に来襲した津波は、福島県において、家屋の倒壊、沿岸部における浸水被害、土砂災害等、県内全域にわたり甚大な被害をもたらした。さらに、今なお福島第一原子力発電所事故による避難の対象とされ、居住できない区域が存在する。双葉町・浪江町をはじめとする福島第一原子力発電所事故による避難は、県内全域に加え全国にわたっている。

東日本大震災により犠牲となった人々とともに、地域の人々とふるさとでの暮らしをもにした動物等も犠牲となっている。このような、犠牲となったすべての生命(いのち)をいたむことが求められている。

中でも、中野地区、両竹地区等は、福島県の中でも特に被害が大きかった請戸地区を望み、住民が津波から避難した諏訪神社が位置する場所である。

さらに、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵するための中間貯蔵施設の整備が隣接地で進められるなど、津波被害のみならず福島第一原子力発電所事故の影響を受けている福島県の被災を俯瞰できる場所である。

当公園は、福島県、さらには被災地全体の追悼と鎮魂の中核的な場所として、国内外のあらゆる人々が集い、東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への深い追悼と鎮魂の場を整備し、犠牲となった動物に思いを致す慰霊碑を整備する。

(2) 事実をつたえる

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

地震とその後に発生した津波により、福島県では、全域にわたり建物の倒壊、浸水被害等甚大な被害が発生するとともに、福島第一原子力発電所事故による避難指示で避難や行政機能の移転が繰り返された。

双葉町・浪江町では、東日本大震災による津波により沿岸部のほとんどの建物が全壊の被害を受け、人々は諏訪神社、マリンハウスふたば等に避難した。周辺地域には、震災時の津波の脅威を今に伝える浪江町の請戸小学校等被災した建造物が残存し、震災遺構とすることが検討されている。津波による被害を受けた集落には、震災前の建物基礎や街路跡が存在している箇所もあり震災前の記憶を残している。また、中野地区、両竹地区等は避難指示

が出された区域に位置し、福島第一原子力発電所事故による避難当時の雰囲気の色濃く残す。

このため、津波による被災を受け、福島第一原子力発電所事故による災害からの復興が進むこの場所で、地域と一体となって、日本国内、世界から来訪する人々が、津波被害や福島第一原子力発電所事故による避難の状況等震災の記憶や、着実な震災からの復興等の教訓を伝承する。

当公園は、アーカイブ拠点施設等と連携し、震災による被害の原因となった震源方向や福島第一原子力発電所等を望み、公園で東日本大震災の被害や津波の高さを実感する場を整備する。公園では、福島県内の自治体が予定する震災遺構を活用した伝承活動と連携し、特に、次世代に切れ目なく震災の記憶と教訓を引き継ぐ。

(3) 縁(よすが)をつなぐ

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

福島県沿岸部は先史時代から人々が生活を営んできた地であり、連綿と築き上げてきた歴史と文化がある。福島県沿岸部には地域に継承されてきた民俗芸能が多く、それらを披露する祭り等の伝統行事も開催されてきた。中野地区、両竹地区等やその周辺地域には、鎌倉時代より江戸時代まで一貫して福島県沿岸部を治めていた相馬氏の古城であるもろたけたてあと両竹館跡が位置するとともに、古くから続いた福島県沿岸部の農業、漁業集落の風景があった。

福島第一原子力発電所事故による避難者は、県内外の各地に分散しており、警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴いふるさとに戻られる人々がいる一方、避難が継続する人々や新たな土地に居住する人々がいる。避難された多くの人々はふるさととのつながりを求めており、地域に根付いた伝統行事をはじめとする文化等地域の人々とふるさとを結ぶ縁(よすが)が必要である。

当公園は、震災以前からの地域の歴史・文化を継承するとともに心を癒やす花の風景づくり等市民活動の拠点を形成し、ふるさとの記憶を想起させ、現在避難されている人々を含め人々が支え合い助け合うための心の拠り所となる場を整備する。

(4) 息吹よみがえる

【国内外に向けた復興に対する強い意志の発信の場となる】

福島県沿岸部は、過去、地震・津波等自然災害、飢饉等様々な困難を乗り越えてきた歴史を有する。また、度重なる困難に見舞われても引き継がれてきた伝統文化があり、東日本大震災後も継承されている。東日本大震災からの復旧・復興に向けて、環境、産業、文化等様々

な面で福島を取り戻し、さらに新たに創り出すための取組みが始まっている。

福島県の津波被害や福島第一原子力発電所事故は、震災発生時より日本全国からの支援のみならず各国や国際機関からの国際的な支援を受けており、日本全国、世界が注目しているものである¹⁾。2016年（平成28年）10月には、福島県知事が国際連合本部で福島の復興について講演し関心を集めている。

福島第一原子力発電所事故により、福島県内には避難指示の出されている地域が存在し、数万人の人々が避難を余儀なくされている。その中で、双葉町中野地区、両竹地区は、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、帰還のための環境整備を目指す避難指示解除準備区域に位置しているとともに、浪江町両竹地区、中浜地区は、2017年（平成29年）3月に避難指示が解除されている。福島第一原子力発電所事故の影響を受けたこの場所で、公園及びその周辺地域から、産業が復興し人々の営みが戻り、人々の力強い息吹に満ちたまちがよみがえることが期待されており、復興の象徴として力強いメッセージを発信していく必要がある。

当公園は、福島県における生業の再生と軌を一にして、人々がこの地域に戻り、あるいはこの地域を訪れ、地域が再生していくプロセスに関わり、国内外に向けた復興に対する強い意志と支援への感謝と併せ発信する場を整備する。

1) 国際連合広報センターH.P. (http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1754/)
「福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書」（国際原子力機関、2015）

（５）基本方針実現のために留意すべきこと

１）多様な主体の参画・交流

住民意向調査によれば、双葉町では「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」の回答割合が11.7%¹⁾、浪江町では「すでに浪江町に帰還している」の回答割合が3.3%、「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」の回答割合が13.5%²⁾であり、地域コミュニティの再生が求められている。また、復興の進度に応じて地域の人々の考え方は変容し、その意向が安定するまでには時間を要することが指摘されている。一方で、浪江町では、行政と住民の協働により交流・情報発信拠点施設（道の駅等）の整備が進められている等復興まちづくりへの市民、企業の参画の萌芽が見られる。そのため、当公園は、多様な主体が、地域の再生のため様々な形で参画・共同し、復興が進むプロセスを示す場を構築する。併せて、将来にわたって当公園の管理運営を安定的に行う体制を構築する。

観光³⁾は、震災前には周辺地域に日本の「快水浴場百選」に選出された双葉海水浴場やマリンパークなみえ等の施設が位置し、毎年元旦に初日の出を望む行事や、観光イベント

が行われるなど地域における産業の一つの柱であった。震災後も、浪江町では交流・情報発信拠点施設（道の駅等）、双葉町では産業交流センターが計画されている。当公園は、周辺地域の観光施設、産業施設、情報発信を行う施設と連携しつつ、次世代に切れ目なく、この地域で学び、実感できる東日本大震災の記憶と教訓を伝承する取組み等を通じて観光による地域の活性化に寄与する。

- 1) 「双葉町 住民意向調査 調査結果（速報版）」（復興庁、福島県、双葉町、平成30年2月）。
- 2) 「浪江町 住民意向調査 調査結果（速報版）」（復興庁、福島県、浪江町、平成30年2月）。
- 3) 語源的には、易経の「観国之光、利用賓于王」（国の光を観るは、もって王に賓たるによろし）に基づくもの。（資料：「現代観光用語事典」（財団法人日本交通公社、昭和59年1月））

2) 利用者の安全・安心の確保

当公園の一部は災害危険区域に指定されており、津波、洪水災害の懸念があることから、当公園の利用者が適切かつ円滑に避難できるよう、避難場所となる丘や避難経路等を整備し、利用者の安全を確保する。

また、当公園の一部が避難指示区域に位置していることから、空間放射線量のモニタリング情報を発信し、利用者が安心して利用できる環境とする。

3) 被災地の状況をふまえた段階的な整備・管理

2020年（平成32年）度に供用予定のアーカイブ拠点施設と併せた情報提供など、一刻も早い福島の再生とこれに向けた取組みが求められているとともに、周辺地域のまちづくりとの連携を図りつつ、再生可能エネルギー等周辺地域に新たに立地する産業との連携、周辺地域の景観との連続、持続可能な市民活動の支援、福島の見聞の他地域での活用、人々の復興の進度に応じた考え方の変化等引き続き検討すべき事項があることから、基本方針をふまえ、復興の時間軸に合わせ段階に応じて公園の整備や管理を行っていく。

5 . 空間構成計画

(1) 公園区域全体の空間構成

1) 地域の特性

被災状況

福島県では、沿岸部北部から中部にかけて津波による被害が大きく、震災当時の人口₁₎に対する死者・行方不明者の割合は浪江町、富岡町、双葉町の順に高い。

双葉町・浪江町沿岸部は、その東北東にあたる三陸沖を震央として発生した地震と来襲した津波により、低地部が甚大な浸水被害を受けた。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、避難指示が出され、双葉町では2013年（平成25年）5月27日迄、浪江町では2013年（平成25年）3月31日迄立ち入りのできない警戒区域とされた。避難指示区域として、住民の避難が続いていたが、浪江町の一部の避難指示が平成29年3月31日に解除された。双葉町は、福島第一原子力発電所に最も近い避難指示解除準備区域を有する。

地形と被災当時の土地利用

双葉町・浪江町沿岸部は阿武隈高地から伸びる丘陵部と沖積低地部から構成され、両町境界部の丘陵（以下、「両竹山」という）から、震災被害の主な要因である津波が来襲した太平洋と、事故が発生した福島第一原子力発電所の排気筒を望むことができる。

また、震災当時、双葉町・浪江町沿岸部は、請戸地区に漁業集落、中野、両竹地区等に農業集落が位置し、その周辺は田畑として利用され、海岸沿いにはクロマツ林が見られた。

歴史・文化

両竹山には、戦国時代より相馬氏の領内統治のために築かれた両竹館の館跡が位置し₂₎ 同丘陵南端の高台には18世紀に造営された諏訪神社が鎮座している。境内地は、震災直後に住民が津波から避難した場である。

自然の湿地を律令時代から水田として活用し、双葉町・浪江町沿岸部には、中心的な集落である請戸地区が請戸川河口部に立地する等、先史時代から連綿と集落が存続している。同地区内の茗野神社では、請戸の田植踊や樽神輿の浜下りが祭りで披露されていた。

東北地方には、人が亡くなると墓所に入り、その後時を経て^{はやま}端山（集落に近い里山）に移るという考え方があり、福島県の海岸地方を北から南に走っている阿武隈高地の

両側にも、ある間隔をおいて点々と端山がそびえている。³⁾

請戸地区と両竹地区を結ぶ町道両竹請戸線は、古くからの主要な道路であり、この道路沿いに震災遺構とすることが検討されている津波被害を受けた請戸小学校が位置する。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組み

双葉町・浪江町沿岸部には、計画高さT.P.+7.2mの海岸堤防と同堤防より内陸側に概ね幅200mの防災林が整備される。また、双葉町・浪江町沿岸部を流れる請戸川、前田川では、河川堤防が嵩上げ整備される。津波被害を受けた浪江町の中浜、両竹、請戸地区の集落の住居跡地に、防災集団移転促進事業の移転促進区域が指定されている。

双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」において、6つのゾーン（新市街地、まちなか再生、新産業創出、再生可能エネルギー・農業再生モデル、被災伝承・復興祈念、耕作再開モデル）を設け、これらのゾーンと復興シンボル軸を中心に、段階的な整備を進める計画となっている。また、帰還困難区域内に「特定復興再生拠点区域（約555ha）」を設定し、除染・インフラ整備等の帰還環境整備の取組みが進められている。

浪江町では、「浪江町復興計画【第二次】」において、復興の核となるエリアの復興まちづくり、さらに「浪江町中心市街地再生計画」において、中心市街地の復興まちづくりを進めている。帰還困難区域内に「特定復興再生拠点区域（約661ha）」を設定し、除染・インフラ整備等の帰還環境整備の取組みが進められている。沿岸部においては、請戸川左岸側の丘陵上に福島ロボットテストフィールド（浪江町滑走路）、水素製造拠点施設の整備が決定し、請戸川右岸側に「先人の丘」、請戸川両岸の低地部は花卉栽培地、農地の再生等が計画されている。

復興祈念公園については、双葉町では、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、双葉町北東部の中野地区復興産業拠点に隣接する中野地区及び両竹地区の一部を被災伝承・復興祈念ゾーンと位置付けているとともに、浪江町では、浪江町復興計画【第二次】において、浪江町南東部の両竹地区を復興祈念公園候補エリアと位置付けている。

- 1) 「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）平成23年3月1日現在」（福島県企画調整部統計調査課、平成23年10月5日公表）
- 2) 石原敬彦・大迫徳行・玉川一郎編（平成12年1月）「図説 相馬・双葉の歴史」西徹雄監修、株式会社郷土出版社
- 3) 岩崎敏夫（昭和52年4月）「村の神々」株式会社岩崎美術社出版

2) 主な空間機能

被災地全体の追悼と鎮魂の場

福島県における東日本大震災の死者・行方不明者は、津波等直接的な被害で亡くなられた人々に加え、長期の避難生活等により亡くなられた人々が数多く存在する。よって、当公園は、丘や広場など犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の中核的な施設を設置する。併せて、相当規模の式典を行うことができる場を設置する。

震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場

福島県は、東日本大震災による地震、津波の被害のみならず、福島第一原子力発電所事故による災害の影響を強く受けている。よって、当公園は、この原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所事故の発生場所を示す排気筒、震災により被害を受けた市街地、福島第一原子力発電所事故により避難した各地の方向、災害からの復興の場となる双葉町中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等を望み、再生の息吹を感じることができる展望地を設置する。

震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場

アーカイブ拠点施設は、原子力災害に関する、展示やプレゼンテーションによる情報発信、災害の記録や資料の収集・保存、災害の教訓を伝え、未来の安全へつなげる研修・人材育成、調査・研究等の機能を有する。よって、当公園は、同施設や周辺自治体が予定する震災遺構等を活用した伝承活動と連携し、野外において、東日本大震災の被害や津波の高さを実感し、伝えるとともに、利用者が震災の教訓を学ぶことができるフィールドを設け、震災の記憶と教訓を伝承する。

ふるさとと人々を結ぶ場

避難を続けている人々はふるさととのつながりを求めており、ふるさとと人々を結ぶ縁（よすが）となる地域の人々の心の拠り所が必要である。よって、当公園は、様々な困難を乗り越える際に人々の心の拠り所、支えとなる伝統行事の継承活動の場や人々の憩いと潤いの場となる花やみどりを育む場を設置する。

【「基本方針」と「主な空間機能」の関係】	
基本方針	主な空間機能
(1) 生命（いのち）をいたむ	① 被災地全体の追悼と鎮魂の場
(2) 事実をつたえる	② 震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場 ③ 震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場
(3) 縁（よすが）をつなぐ	④ ふるさとと人々を結ぶ場
(4) 息吹よみがえる	① 被災地全体の追悼と鎮魂の場 ② 震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場
(5) 基本方針実現のために留意すべきこと	—

3) 空間配置方針

福島県において、浜通りは、幾度となく地震・津波等の自然災害や飢饉等様々な困難を乗り越えるとともに、律令時代から自然の湿地を水田として活用した農業と海沿いの立地を活かした電力事業等を産業の基盤としてきた歴史を有する。

今般、福島県において、東日本大震災により多数の犠牲者、浸水被害が発生するとともに、原子力発電所事故による避難指示が出され、現在も多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

東日本大震災からの復興は、避難指示の段階的解除、福島イノベーション・コースト構想や復興計画の実施等により、かつての生活や生業の再興と新たな生活や生業の革新が進むと同時に、今回を含む災害とその克服の歴史やそこから得られた教訓を未来につなぐ試みが行われている。

加えて、人々の復興の進度に応じた考え方の変化を踏まえるとともに、日本全国及び世界の人々からの支援、それに対する感謝や福島復興を世界に向けて発信することが望まれている。

福島県復興祈念公園及び周辺地域では、水田開発以前の自然が表出した湿地や阿武隈高地端部の両竹山等の歴史を表すもの、街路、立ち入り禁止ゲート等の震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主要素、アーカイブ拠点施設等の震災の影響を現在にまで色濃く残すもの、双葉町の中野地区復興産業拠点、新市街地ゾーン及び浪江町の福島ロボットテストフィールド（浪江町滑走路）、交流・情報発信拠点施設等の復興の未来像を示すものが存在し、それらを尊重していくことが重要である。

よって、「過去（震災までの歴史）」、「震災から現在（震災と避難）」、そして「未来（震災からの復興の未来）」を空間構成の基本的な方針とする。

過去（震災までの歴史）

幾度となく災害を乗り越え、自然の湿地を律令時代から水田として活用した農業と海沿いの立地を活かした電力事業等を産業の基盤としてきた浜通りにおいて、当公園と周辺地域は、古くからの環境や中世城郭跡を有する両竹山等を擁し地域の歴史を表す場となる。

震災から現在（震災と避難）

地震、津波による直接的被害と原子力発電所事故の影響による避難指示により現在も避難生活が続く中で、当公園は、震災による犠牲者の追悼と鎮魂を行う場、アーカイブ拠点施設や周辺地域と連携しつつ津波による被害を表す震災遺構等を活用して震災の伝承を行う場となるとともに、震災による生活と生業が失われた事実を後世に伝える場となる。

未来（震災からの復興の未来）

福島イノベーション・コースト構想や各自治体の復興計画等により、かつての生活や生業の再興と新たな生活や生業の革新が進むとともに、災害の克服の歴史や教訓を未来につなげ、福島に寄せられた支援への感謝や福島の復興を世界へ発信することが望まれている。当公園は、双葉町、浪江町を中心に、周辺地域で進む復興と連携し、ふるさとと人々を結ぶ場、復興の息吹に触れることができる場、利用者を周辺地域へ導く場となることで、未来に向かって進む地域に人の流れを生み出す福島の復興の「かなめ」の場となる。

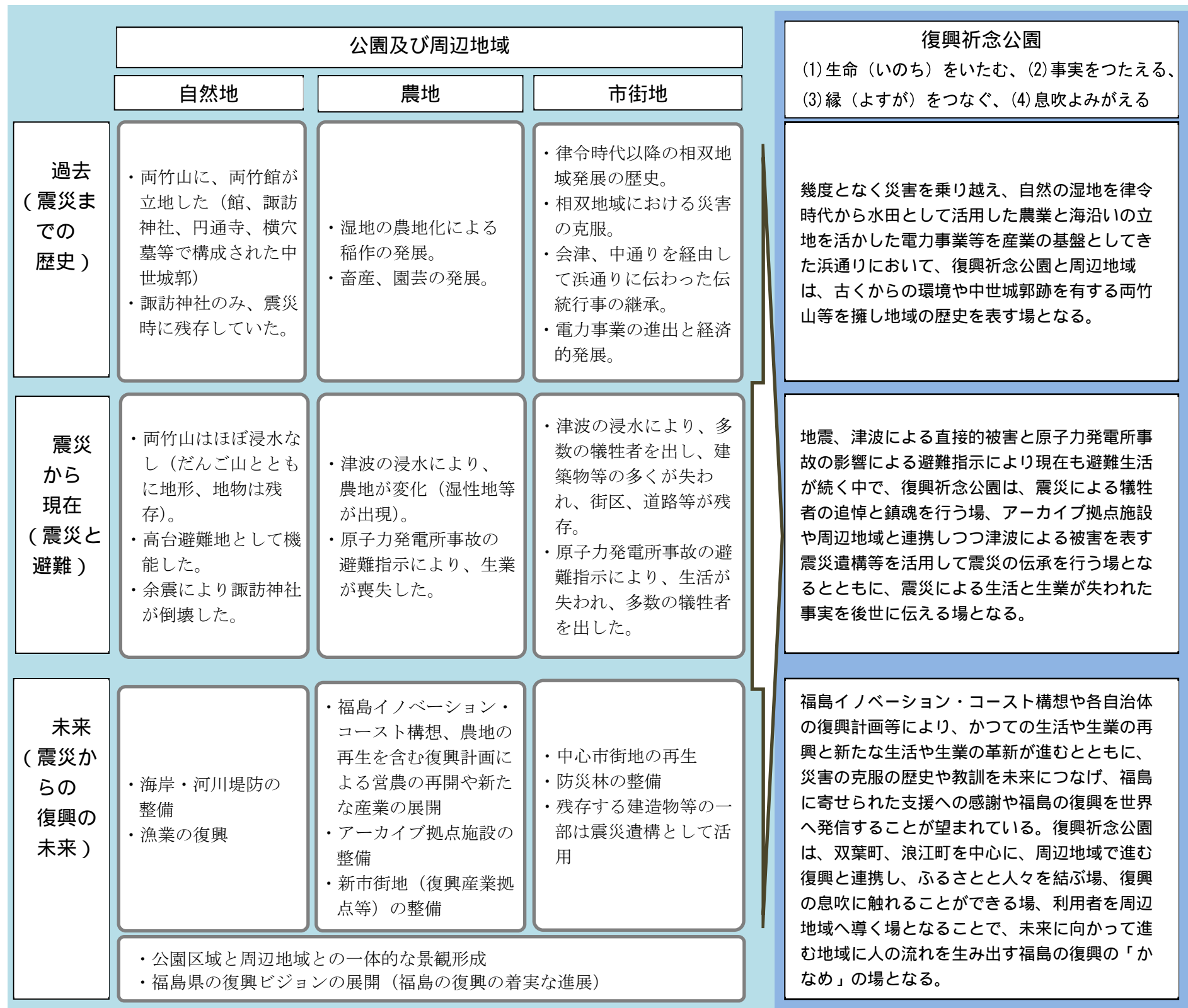


図-4 空間配置方針



ゾーニングの構造

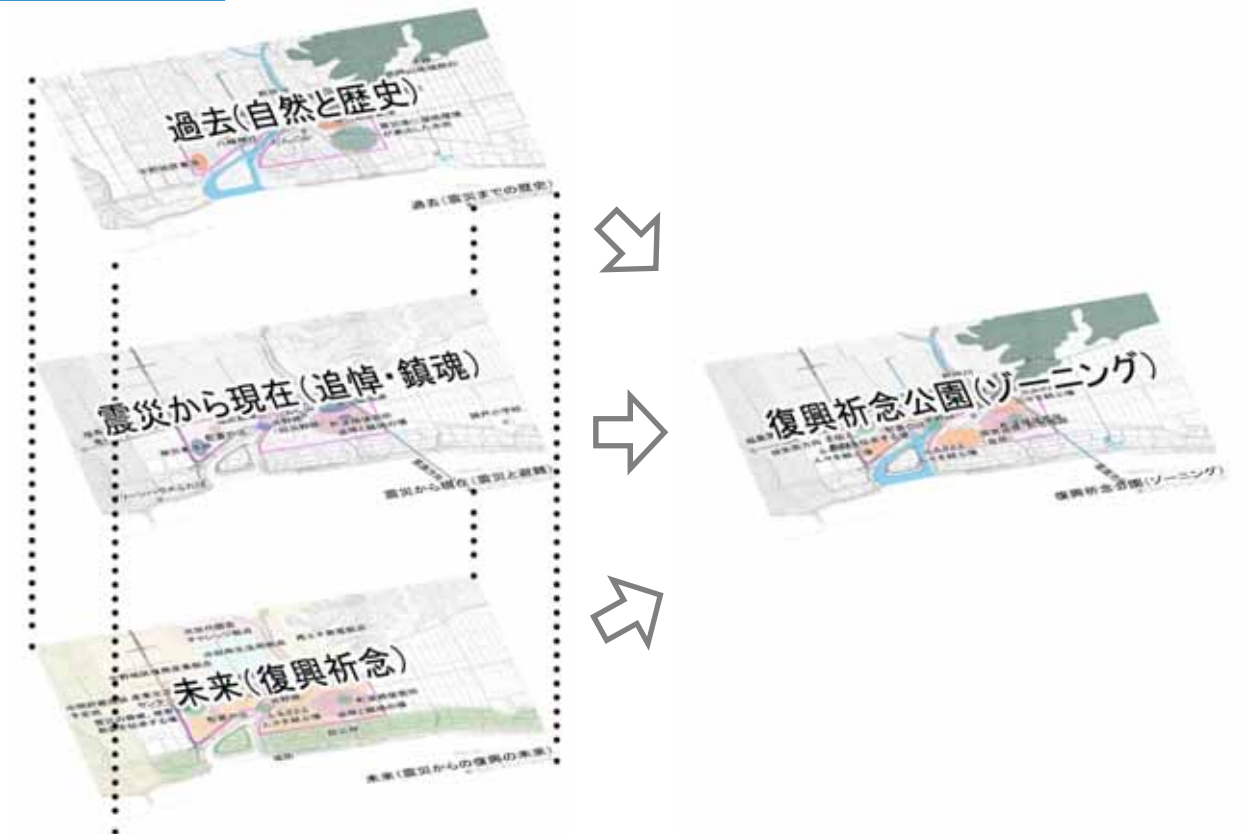


図-5 基本コンセプト及び空間配置の基本的な考え方：3つのレイヤー

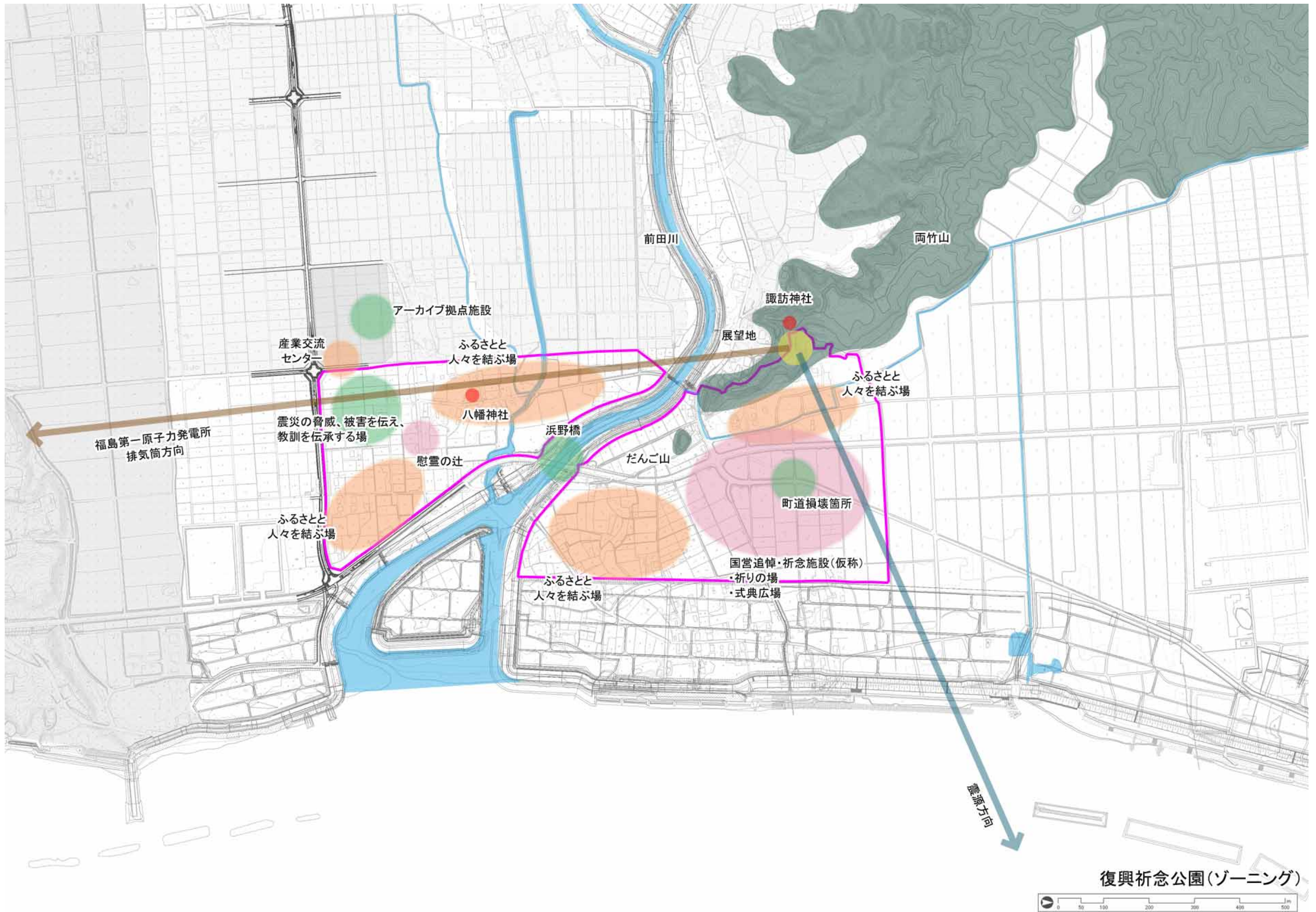


図-6 復興祈念公園(ゾーニング) - 21 -

国営追悼・祈念施設（仮称）の最適な立地、環境の設定

検討の考え方

公園区域全体の空間構成については、次の手順により検討を行った。

- i. 当公園に必要な主な空間機能に適合する環境条件を設定
- ii. 公園区域内の立地・環境特性を分析し、各空間が有する環境条件を整理
- iii. 以上により、特に当公園の中核となる国営追悼・祈念施設（仮称）に最適な区域を設定
- iv. 公園区域全体の空間構成を検討

公園区域の環境条件の整理

当公園に必要な主な空間機能を構成するためには、表-1のような環境条件を備えることが求められる。また、公園区域を構成する各空間が有している環境条件は、下図（図-7）のように整理できる。

表-1 環境条件

当公園に必要な 主な空間機能	基本構想で定めた空間配置方針	環境条件
a. 被災地全体の追悼と鎮魂の場	ア. 津波からの避難場所となった両竹山を背後に、地域の歴史・文化や東日本大震災の被災を表す、請戸地区等の各集落、請戸小学校、アーカイブ拠点施設の方向をふまえる	I. 両竹山を背後とする場
	イ. 東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂を行い、その被害や津波の高さを実感し、教訓を学ぶことができるよう、丘や広場等追悼と鎮魂の中核的な施設を配置	II. 丘や広場を整備でき、相当規模の式典を行うことができるまとまった平坦地
b. 震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場	ウ. 以下を望む ・震災の原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所 ・福島第一原子力発電所事故による各避難先の方向 ・請戸小学校、被災集落の住居跡等の浸水区域 ・今後復興が進んでいく双葉町の中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等 エ. 両竹山を中心に展望地を配置	III. 両竹山を中心に、上記ウの多くを望める場
	オ. 追悼と鎮魂の中核的な施設から容易にアクセスすることができる	
c. 震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場	カ. 双葉町・浪江町沿岸部の中心であり地域の歴史を残す請戸地区、震災遺構とすることが検討されている請戸小学校、アーカイブ拠点施設等と連携 キ. 東日本大震災の事実を伝えるフィールドを配置	○ 公園区域全体 （特に、アーカイブ拠点施設との連携については、 IV. アーカイブ拠点施設の周辺）
d. ふるさとと人々を結ぶ場	ク. 民俗芸能等の伝統行事、花やみどりは心のやすらぎやにぎわいをもたらすことから、多くの人々が参画できるよう、ふるさとと人々を結ぶ場を配置	○ 公園区域全体 （特に、伝統行事の継承活動の場については、 V. 伝統行事の演者が両竹山を望める場）
上記に共通	ケ. 公園及びその周辺地域に来訪する人々が、公園をはじめとして、双葉町・浪江町沿岸部、福島県内各地へ回遊し、よみがえる福島の息吹を一層感じられるよう、地域の再生の拠点、産業復興の拠点等と連携	○ 公園区域全体

国営追悼・祈念施設（仮称）の区域の設定

「2）主な空間機能」より、国営追悼・祈念施設（仮称）の区域に適合する環境条件として必須となるものは、I～IIIのとおりである。

- | |
|---|
| I. 両竹山を背後とする場
II. 丘や広場を整備でき、相当規模の式典を行うことができるまとまった平坦地
III. 両竹山を中心に、震災の原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所等の展望対象の多くを望める場 |
|---|

公園内の各区域が有する環境条件（図-7）を考慮して、以上の環境条件（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に合致する、「前田川左岸側（公園検討区域北部）の区域」を、国営追悼・祈念施設（仮称）の最適な立地、環境として設定する。



図-7 基本構想に示す「当公園に必要な主な空間機能」、「基本構想で定めた空間配置方針」に適合する場所の検討イメージ

4) 主な空間機能の関係

「3) 空間配置方針」を受け、前田川左岸側の区域に追悼と鎮魂の「生命（いのち）をいたむ」場を中心とした機能が集積するとともに、前田川右岸側の区域に公園区域外のアーカイブ拠点施設や産業交流センターと連携した記憶と教訓の「事実をつたえる」場を中心とした機能が集積する。集積した機能をつなぐシークエンスは、両地域を結びそれぞれが事実を伝える場となる浜野橋を中心として公園内に広く存在する「縁（よすが）をつなぐ」ふるさとと人々を結ぶ場を経由しながら、周辺地域への機能のネットワークにつながる。これにより、基本理念が周辺地域から福島、日本全国そして世界に広がり「息吹よみがえる」ことにつながっていく（図-8）。

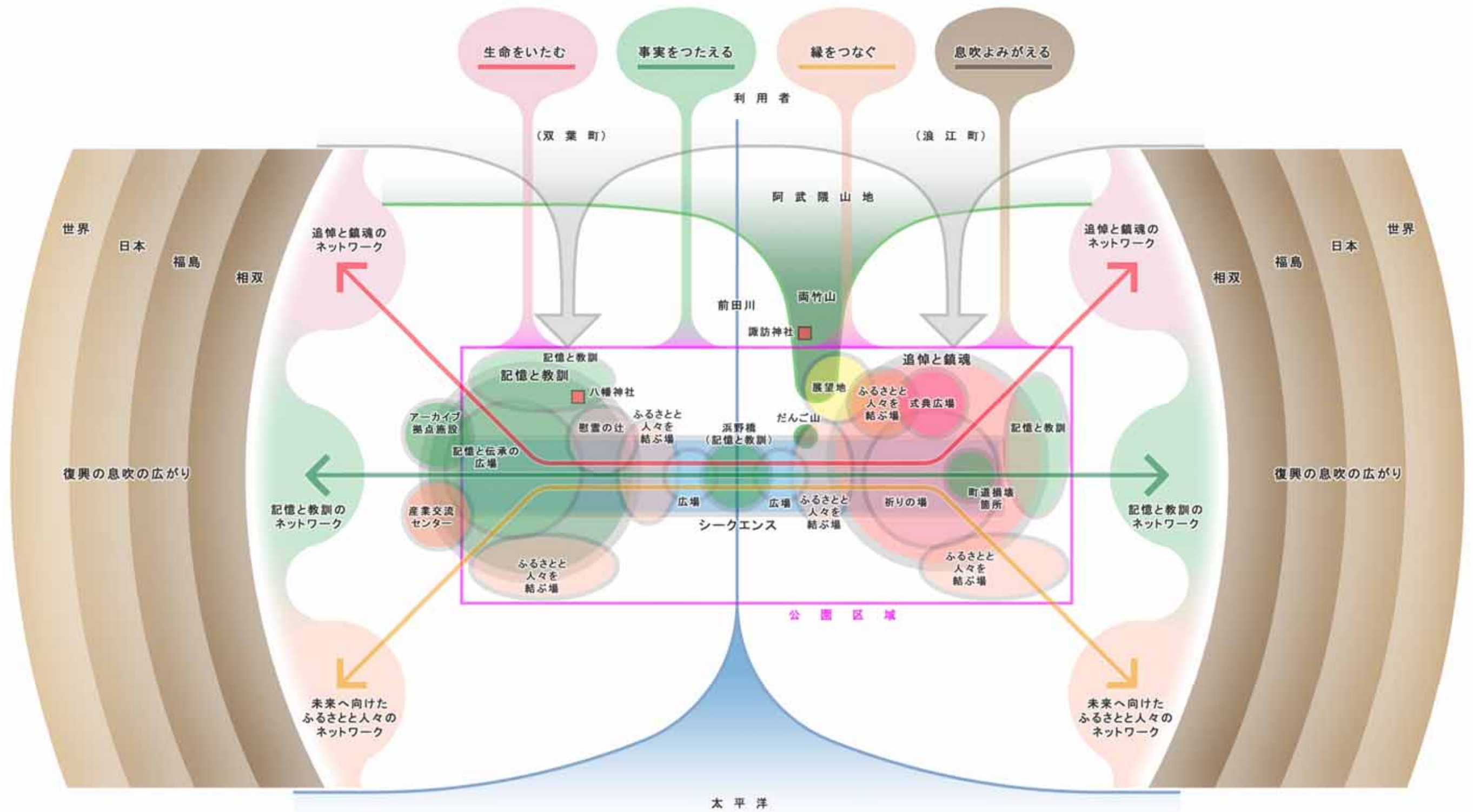


図-8 主な空間機能の関係

5) 福島県復興祈念公園及び周辺地域の関連施設等とのネットワークイメージ

当公園に、アーカイブ拠点施設と連携した、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶことができる野外フィールドを整備する。

周辺地域には、震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主要素として、請戸小学校、児童等が避難した経路、マリーンハウスふたば、諏訪神社等が存在する。この他、福島県内には東日本大震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための施設が存在する。これらの施設や周辺自治体が予定する伝承活動との連携を図るため、下記のプログラム・巡回ルートや情報発信をアーカイブ拠点施設と連携して検討する。

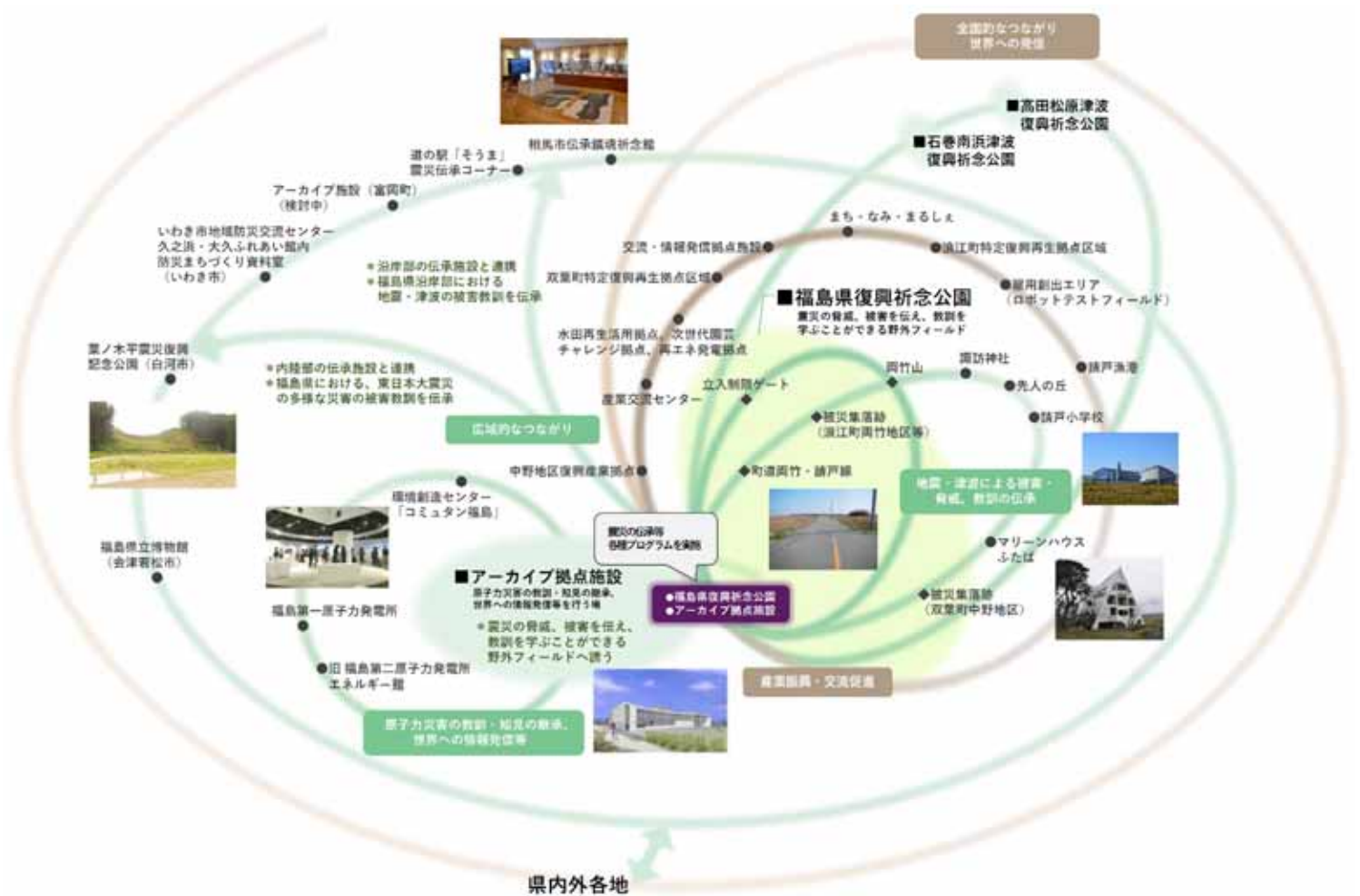


図-9 福島県復興祈念公園及び周辺地域の関連施設等とのネットワークイメージ
(震災伝承、産業振興・交流促進、世界への発信等)

【具体化に向けた考え方】

アーカイブ拠点施設と連携して検討するプログラム・巡回ルートや情報発信のイメージ

<地震・津波による被害・脅威、教訓の伝承>

○アーカイブ拠点施設、被災集落の住居跡、マリーンハウスふたば、町道両竹・請戸線、諏訪神社、両竹山、先人の丘、請戸小学校等を結ぶプログラム・巡回ルートにより被害・教訓を伝承する。

- ・ 両竹山において、海、マリーンハウスふたば、請戸小学校等の遺構、集落を襲った津波の浸水区域の広がり、そして当公園とアーカイブ拠点施設を眺望する。
- ・ マリーンハウスふたば、請戸小学校において、間近で損壊状況を見ることができる場の整備、津波の浸水深が分かる表示により、津波の高さ、威力を実感する。
- ・ 請戸小学校の児童らが避難したルートの表示により、高台避難の重要性を実感する。等



地震・津波により舗装のズレが生じた町道両竹・請戸線



高台に避難し、児童全員が無事であった請戸小学校

<広域的なつながり>

福島県における東日本大震災の被害・教訓を知る

○福島県立博物館、葉ノ木平震災復興記念公園等、内陸部の震災の事実を伝承する施設と結び付けるプログラム・巡回ルートにより、東日本大震災の多様な災害（地震、津波、土砂災害、原発事故等）の被害・教訓を伝承する。



葉ノ木平震災復興記念公園（白河市）

浜通りにおける東日本大震災の地震・津波の被害・教訓を知る

○いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館内防災まちづくり資料室、道の駅「そうま」震災伝承コーナー、相馬市伝承鎮魂祈念館等、沿岸部の自治体における地震・津波の被害・教訓を伝える施設と結びつけるプログラム・巡回ルートにより、浜通りにおける地震・津波の被害の大きさ、教訓を伝承する。



相馬市伝承鎮魂祈念館

福島県における福島第一原子力発電所事故の被害・教訓を知る

○アーカイブ拠点施設、環境創造センター交流棟「コミュタン福島」等を結ぶプログラム・巡回ルートにより、福島第一原子力発電所事故の被害・教訓を伝承し、放射線の基礎知識や福島県の環境回復の状況に関する情報を発信する。

東日本大震災の被害・教訓を知る

○高田松原津波復興祈念公園、石巻南浜津波復興祈念公園等関連復興祈念公園を結ぶプログラム・巡回ルートにより、東日本大震災の被害・教訓を伝承する。

< 産業振興・交流促進 >

○アーカイブ拠点施設、産業交流センター、交流・情報発信拠点施設、まち・なみ・まるしえ、請戸漁港、福島イノベーション・コースト構想関連施設等を結ぶプログラム・巡回ルートにより、地域の復興の歩みを発信する。

- ・ アーカイブ拠点施設において、県内の復興に向けた様々な取組みの経緯・展望を学ぶ。
 - ・ 福島ロボットテストフィールド（浪江町滑走路）等福島イノベーション・コースト構想の取組地等で新たな産業にふれるとともに請戸漁港等において復興する地域の産業に触れる。
 - ・ 産業交流センター、交流・情報発信拠点施設、まち・なみ・まるしえで、復興する街のにぎわいに触れるとともに、地域との交流を深めて地域への支援の志を新たにします。
- 等



浪江町仮設商店街
「まち・なみ・まるしえ」



福島ロボットテストフィールド⁴⁾
(浪江町滑走路)

4) 「浪江町棚塩地区整備事業基本計画検討業務委託」より抜粋

6) 福島県復興祈念公園及び周辺地域の関連施設等を含むネットワークの考え方

公園のゾーニングと、それに基づく空間機能の関係、周辺地域とのネットワークのあり方を受けて、基本構想に示されている周辺地域の復旧・復興に向けた施設等との機能的連携を図る。

公園内の二つの機能集積を結ぶ骨格となる動線が、双葉町、浪江町の中心部へとつながるとともに、両町の中心部から広がる相双地域や全国へ向かう動線とつながることにより、一層広域的な連携に向けた人の流れが形成される。(図-11)

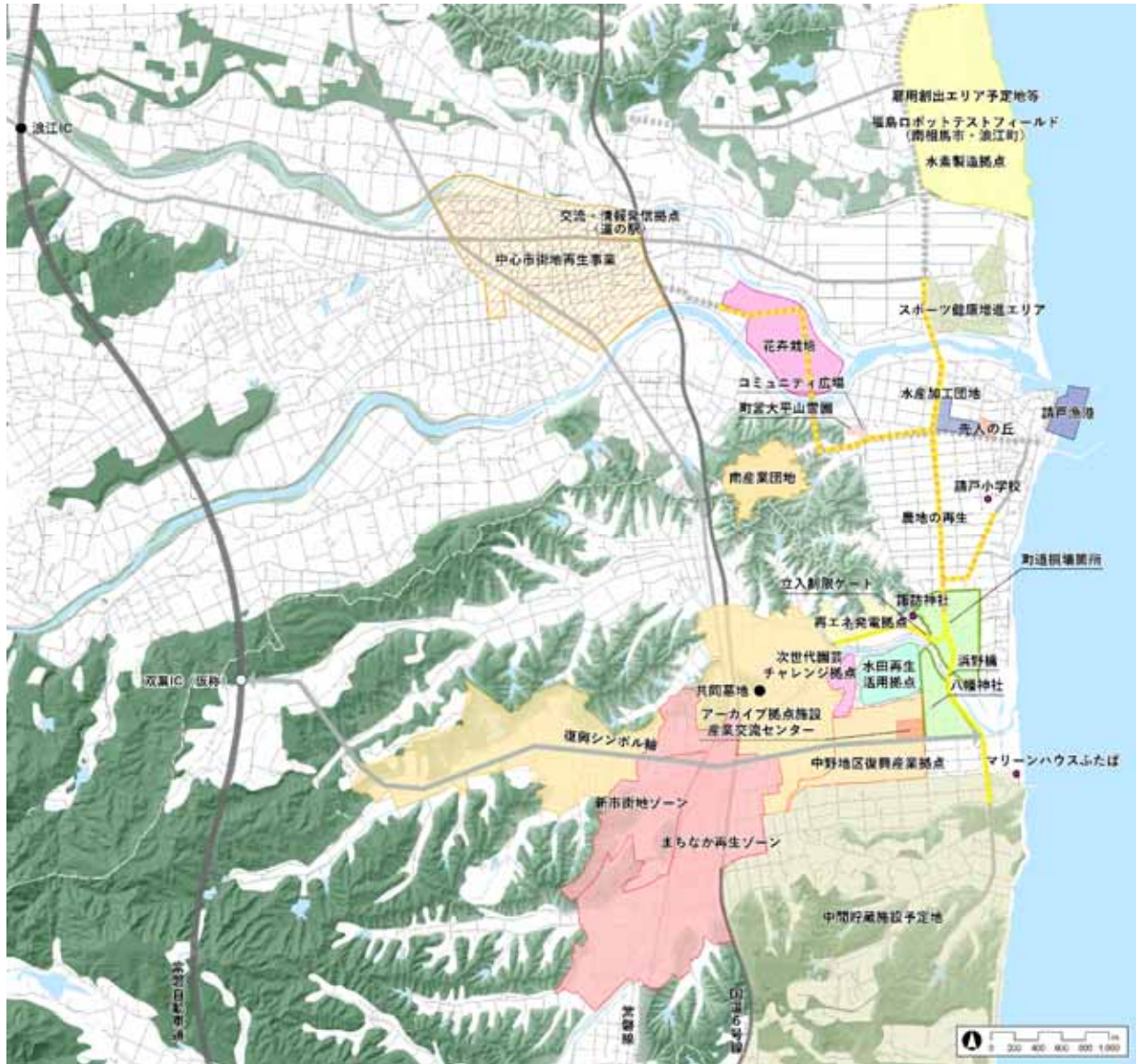


図-10 「福島県復興祈念公園及び周辺地域の関連施設等を含むネットワークの考え方」に関わる事業

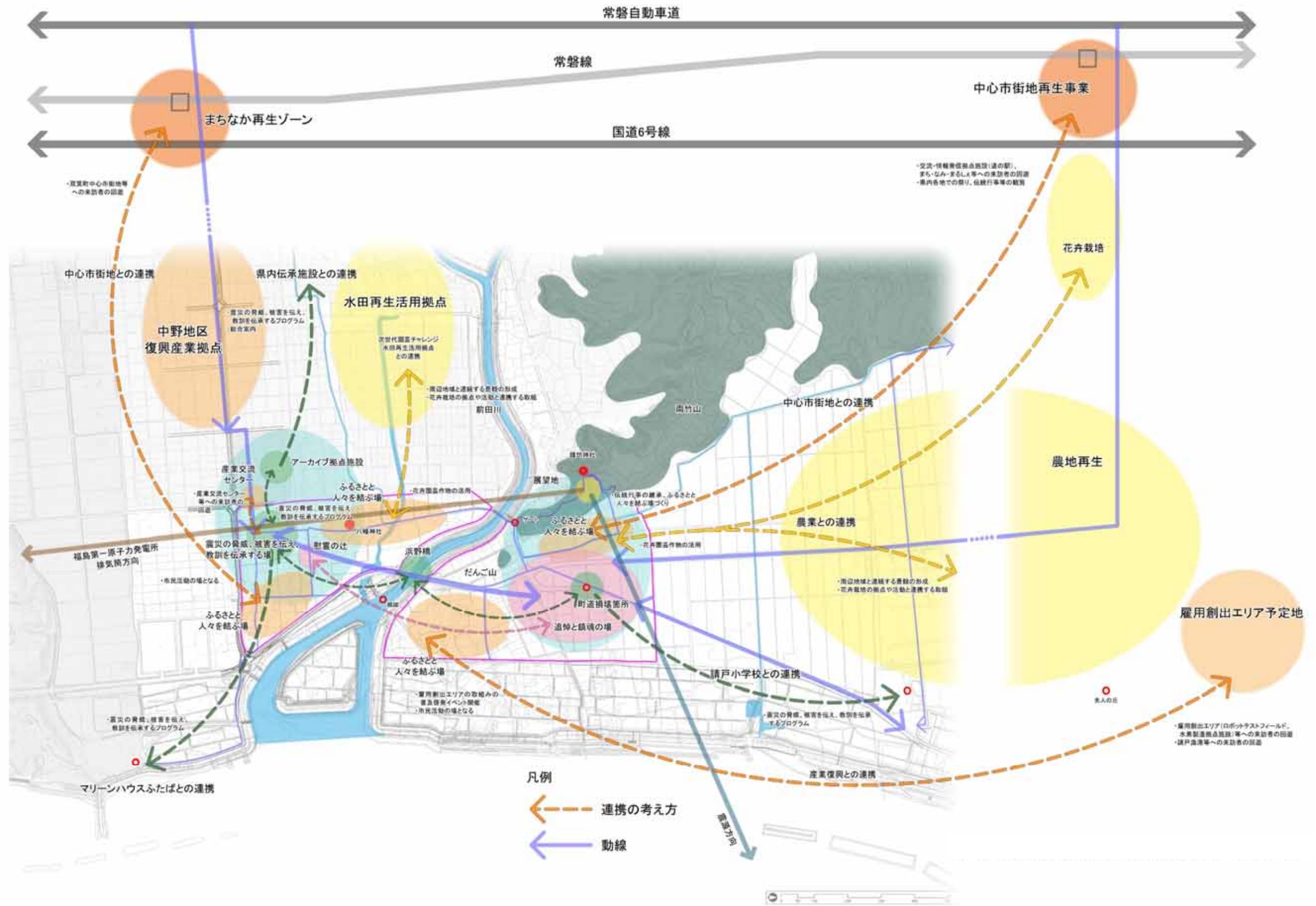


図-11 福島県復興祈念公園及び周辺地域の関連施設等を含むネットワークの考え方

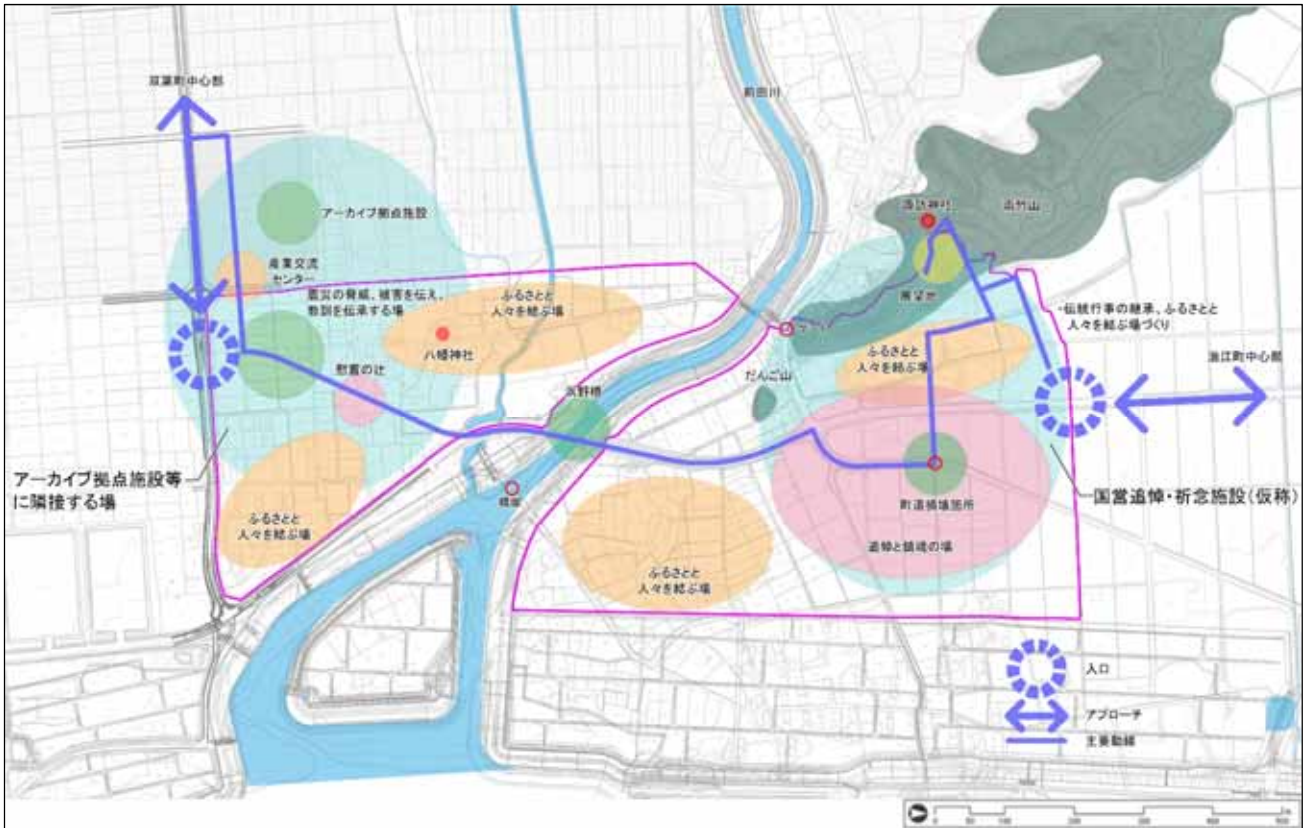


図-12 動線の考え方

当公園への主要なアプローチは、双葉町のアーカイブ拠点施設等に隣接する場側から訪れるものと浪江町の国営追悼・祈念施設（仮称）側から訪れるものが想定される。

公園の利用において、利用者が、公園施設である国営追悼・祈念施設（仮称）に直接アクセスする場合には浪江町側の入口の利用が想定される。また平成32年度からの供用が予定されているアーカイブ拠点施設、産業交流センターを先に利用し、その後公園を訪れる場合は、双葉町側の入口の利用が想定される。

公園内の国営追悼・祈念施設（仮称）とアーカイブ拠点施設等に隣接する場を結ぶ主要動線は、浜野橋を経由するルートで整備する。また、主要な入口間の円滑な移動を図り復興祈念公園とアーカイブ拠点施設等の相互利用の利便性を高める交通手段は、双葉町、浪江町における地域交通の導入状況を踏まえ、両町と連携して検討する。

(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成

1) 国営追悼・祈念施設（仮称）に導入する機能、空間構成と配置計画

公園区域全体の空間構成を踏まえ、主として被災地全体の追悼と鎮魂の場及び震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場となるよう、国営追悼・祈念施設（仮称）に導入する機能、空間構成とその配置を次のとおり計画する。

中核的な祈りの場となる空間、相当規模の式典を行うことができる場及び式典等を支援する休憩施設、展望地等

両竹山に、その中世城郭であった歴史を踏まえつつ尾根筋の平地を活用し、震災の原因となった海、福島第一原子力発電所の方向、公園や周辺地域の復興の状況等を眺めることができる複数の展望地を設置する。

展望地から海に向かった平地部に、ふるさとと人々を結ぶ場（伝統行事の継承活動の場、被災集落の住居跡（浪江町両竹地区））、追悼と鎮魂の場（中核的な祈りの場、相当規模の式典を行うことができる場、式典等を支援する休憩施設（中核的建築）等）、中核的な祈りの場へのアプローチ空間等を設置する。

【具体化に向けた考え方】

中核的な祈りの場

- ・災害の悲惨さや犠牲者の無念さ、人の営みが失われることの恐ろしさ等を永続的に伝える施設とする。
- ・多様な意味をこの場にきた人が感じ取ることができる空間にする。
- ・福島県の復興を支援し続ける姿を表す。
- ・心の落ち着き、まちの賑わいを感じ、前に進んでいるということを確認できる場となる。
- ・この地域が元来持つ水との関わり、また、津波が今回の災害の原因であることから、当公園のテーマとして「水」を重視する。
- ・祈りの場は以下のメッセージ性を有する場とする。
 - ①震災後の一時点を切り取り、何が起こったのか、地域から何が失われたのかということを伝え続け、復興のベンチマークとなる。
 - ②浜通り、福島が復興すればするほど、ベンチマークと祈りの場とのコントラストは大きくなり、震災の悲惨さと復興の希望を伝える。

相当規模の式典を行うことができる場及び式典等を支援する休憩施設（中核的建築）

- ・式典広場は、中核的な祈りの場に接して、ふるさとと人々を結ぶ場に囲まれるように配置する。

展望地

- ・震災の原因となった海（震源）、福島第一原子力発電所の方向、公園や復興の様子等をそれぞれに適した立地の展望地から望む。
- ・両竹山は現状ではほぼ全域を樹林に覆われているため、複数の展望地を配置し、それぞれの箇所では低地部からの両竹山への眺めを阻害しないように最小限の整備により、両竹山を保全するとともに、可能な限り広範囲の眺望を確保する。

その他

- ・アーカイブ拠点施設等と連携を図るとともに、それらに隣接する場との動線を確保する。

2) 国営追悼・祈念施設（仮称）の利用動線の考え方

両竹山の展望地から震災の原因となった海、福島第一原子力発電所の方向、公園（追悼と鎮魂の場やふるさとと人々を結ぶ場）や、被災地の状況、周辺地域の復興の状況等を俯瞰した後、被災集落の住居跡等震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主な要素を身近に感じながら、式典広場、追悼と鎮魂の場に至る利用動線を設定する。

(3) 震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場

1) 教訓の伝承のあり方

双葉町及び浪江町は、相双地域の中央部に位置し、常磐自動車道双葉IC（仮称）の整備、JR常磐線の全通等により、県内外からのアクセスが一層向上することが見込まれる。このような立地特性を活かし、相双地域の情報発信の拠点としての役割を果たすことが期待されている。

当公園は、震災遺構を通じて津波の脅威を実感できる場所であるとともに、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設、産業交流センター、交流・情報発信拠点施設等と隣接しており、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶことのできる場所となる。このような環境や場所を活かし、周辺地域の震災遺構等を活用した伝承活動と連携し、次世代に切れ目なく震災の記憶と教訓を引き継ぐ。

震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶことができる野外フィールドの整備

当公園には、津波による被害を受けた集落において震災前の建物基礎や街路跡が存在している箇所があり、震災前の記憶を残している。また、当公園は、一部避難指示区域に位置し、福島第一原子力発電所事故による避難が行われた場所である。周辺地域では東日本大震災からの復興の拠点やアーカイブ拠点施設が計画されている。

当公園は、アーカイブ拠点施設と連携した、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶこ

とができる野外フィールドを整備する。

震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主な要素の保全・活用

当公園内には、震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主な要素として、被災集落の住居跡（浪江町両竹地区、双葉町中野地区等）、立入制限ゲート、町道損壊箇所等が存在する。震災前に海岸部に位置していた浪江町請戸地区、中浜地区等の被災集落の住居跡では海岸堤防や防災林の整備が行われている。一方、浪江町両竹地区、中浜地区においては、震災前の道路や町割が残存している。また、双葉町中野地区においては、震災前の道路や町割が残存しているとともに、残存している一部の建築物の保全・解体方針が未定である。これらの地区における住居跡は、浸水区域の広さ、津波の威力を示している。町道両竹・請戸線の一部において地震・津波による舗装のズレが生じている区間があり、地震・津波の威力を示している。さらに、立入制限ゲートが残っており、福島第一原子力発電所事故により避難指示区域（帰還困難区域）が設定されたことを示している。

当公園は、これらの要素を保全、活用し、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場を整備し、この地域に古代から人が住み、中世に城が造られ、近世に社寺が建ち、東日本大震災が発生し被災を受けたが、復興祈念公園が立地し、将来にわたり復興の歴史が積み重なっていくことを示していく。なお、この地の歴史を今に伝える八幡神社については、公園区域から除外する。また、東日本大震災の脅威、被害、教訓や復興を学ぶ周辺の地域と連携したプログラムを想定し、震災の被害の大きさの実感、復興交流等そのストーリーに応じて、公園区域内のかつての道路を活かしつつ、これらの要素の保全、活用（伝承、見学等）に資する周辺整備、これらを結ぶ園路、サイン整備等を行う。加えて、アーカイブ拠点施設と連携して他の復興祈念公園、周辺の自治体の取組みと一体となった伝承を行うため、被災の実態に関する情報発信、関連施設の案内機能を導入、整備する。

2) アーカイブ拠点施設や公園周辺地域の震災遺構等との連携のあり方

当公園周辺には、震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主な要素として、請戸小学校、児童等が避難した経路、マリーンハウスふたば、諏訪神社等が存在する。請戸小学校やマリーンハウスふたばは、現在、浪江町、双葉町において震災遺構とすることについて検討されている。この他、福島県内には東日本大震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための施設がある。当公園はアーカイブ拠点施設と連携して、これらの

施設や周辺自治体が予定する伝承活動との連携を促すための巡回ルートを検討するとともに、情報発信機能を導入、整備する。また、アーカイブ拠点施設内に計画される各種展示・学習機能及び震災体験者等から直接学ぶことのできる語り部活動、そして震災遺構等を活用し、それらと連携した、教訓の伝承のためのプログラムを検討する。



図-13 震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主要要素

(4) ふるさとと人々を結ぶ場

1) 伝統行事を継承する場のあり方

地域の心の拠り所となる伝統行事は、震災前と比べ依然としてその継続が困難な状況にあるが、一部は震災後に再開している。

双葉町では、仮設住宅のイベント広場にて双葉町ダルマ市が開催され女宝財踊りが行われている。浪江町では、平成29年3月の一部地域の避難指示解除を受けて7年ぶりに請戸地区で請戸の田植踊が奉納されたほか、震災前町内で最大の祭事であった「十日市祭」が町内で開催された。また、民俗芸能を披露・継承する場として毎年県内で開催されている「ふるさとの祭り」が、平成29年度は浪江町の「十日市祭」と同会場で開催され、多くの観客で賑わった。

当公園は、様々な困難を乗り越える際に人々の心の拠り所、支えとなる伝統行事の練習や発表等を行うことができる、伝統行事の継承活動の場を整備する。この場は、東北地方に人が亡くなると墓所に入りその後時を経て集落に近い端山に移るという考え方があることを踏まえ、両竹山に近い場所で、山に向かい民俗芸能を披露することを意識する。

2) 花やみどりを育む場のあり方

福島県では、震災後、心を癒す花やみどりが求められているとともに、防災林整備区域における植樹、自治体庁舎や道の駅等地域の人々が集う場所における花壇づくり等花やみどりの風景づくりの活動が、多様な主体の参画の下で行われている。

当公園は、多くの人々が訪れ、人々の憩いと潤いの場となる花やみどりを育む場を設置する。また、展望地等の国営追悼・祈念施設（仮称）からの眺望には公園内の花やみどりを育む場が広がる。その場の形成には、地域の人々のみならず様々な人々が参加し、多様な主体が参画・交流するとともに、地域の人々の心の拠り所や活動の拠点となることを目指す。花の季節には周辺地域と公園が彩られる等周辺地域における花卉栽培の拠点や活動との連携を検討する。また、上記のような公園区域内外の連携の取組みが展開することで、周辺地域へと連続する景観の形成を目指す。

【具体化に向けた考え方】

- ・ふるさとと人々を結ぶ場は、祈りの場や式典広場の周辺にも配置し、それらと連続するとともに、祈りの場や式典広場から見えるものとする。
- ・地域の人々の思いがあり、震災伝承の場ともなる、被災前の集落が位置していた場所も「ふるさとと人々を結ぶ場」とする。

- ・花等を活用しながら、震災の教訓とあわせて福島復興を発信する場とする。
- ・祈りの後に伝統行事にふれることができ、また、花を望めるとともに、花を育む取組みに参加できるプログラム等を検討する。
- ・生物の豊かなつながりや地域における暮らしの基盤として潜在的な環境（湿地環境等）を確保することも必要。
- ・公園の基本方針を踏まえた人々の活動拠点となるものとする。

（５）利用者の安全・安心の確保

１）福島復興祈念公園の利用者の避難

当公園は東日本大震災による津波により浸水した区域の中に位置するとともに、当公園の浪江町の区域の一部は災害危険区域に位置することから、津波等による災害の可能性がある。

当公園は、利用者が適切かつ円滑に避難できるよう、東日本大震災の際の避難状況、公園整備内容等を踏まえ、福島県、双葉町及び浪江町が策定する地域防災計画をはじめ、国や福島県の定める各種の指針やガイドラインに基づき公園内避難動線の確保、誘導サインの設置等を行う。

【具体化に向けた考え方】

- ・利用者の避難の検討範囲は公園区域全体とする。
- ・避難する場所の設定は、地域防災計画、各種の指針やガイドラインに基づく。
- ・利用者が安全かつ速やかに避難できることを基本とし、避難する場所に短距離でかつ明確な避難経路を確保する。
- ・避難する場所を認識しやすいよう、誘導サインの設置等により避難の方向や経路の明確化を図る。
- ・以上を踏まえ、当公園の利用者の避難の考え方について、設計段階で詳細に検討する。

２）福島復興祈念公園の利用者等への空間放射線量等の情報提供

福島県は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所から概ね半径30kmまでの範囲等において、原子力発電所周辺の環境放射線の監視測定を実施するための「福島県の発電所周辺環境モニタリング計画」を定めている。

当公園は、福島第一原子力発電所から概ね半径30kmまでの範囲に位置することから、当該計画に基づき、公園内における空間放射線量等のモニタリング及び結果について、

当公園を利用しようとする人々及び利用者に情報提供を行う。

【具体化に向けた考え方】

- ・福島県が定める「福島県の発電所周辺環境モニタリング計画」に基づき、公園内にモニタリングポスト等を設置し、当公園の利用者に公園内における空間放射線量等に関する情報提供を行う。
- ・これから当公園を利用する人々等当公園に関心のある人々に、空間放射線量等の測定結果を福島県放射能測定マップに掲載する等インターネット等を通じて情報発信を行う。

（6）被災地の状況をふまえた段階的な整備・管理

1）段階的な整備・管理の進め方

当公園では基本方針において、復興の時間軸に合わせ段階に応じて当公園の整備や管理を行っていくことを掲げており、当公園は、周辺地域の復旧・復興事業等の進捗状況、震災伝承関連施設、産業振興・交流促進関連施設、広域連携が可能な施設等の状況及び将来の活動（周辺各施設におけるPR行事・広報等）等と連携しつつ、利用者の立場も踏まえた、段階的な整備や管理を検討する。また、これら事業や関連施設の状況等を踏まえ、周辺地域を含めた復興の発信を行う。

また、周辺地域で震災伝承、産業振興・交流促進等の活動を行っている、若しくは今後行っていく具体的な意向のある人々や団体の参画と協働の方策、その場の考え方等について、復興の状況、地域の人々の活動の状況、復興祈念公園フォーラム等を通じて得られる地域の人々の考え方等を踏まえつつ検討する。

【具体化に向けた考え方】

- ・段階的に整備を進める際、工事期間中でも公園内の一部で公園の基本方針を踏まえた地域の人々の活動を可能とする方策について先行事例を踏まえ検討する。
- ・「ふるさとと人々を結ぶ場」等において、多様な主体による植樹や花を植える活動等が可能となるよう整備の進め方、管理の方策を検討する。
- ・公園の基本方針を踏まえて、周辺地域における復興に向けた事業や活動等と連携し、それらの啓発や発信に公園を活用することを検討する。
- ・多様な主体が当公園の段階的な整備や管理に参画・協働できる場の整備を検討する。

2) 復興祈念公園と周辺地域が連続する景観の形成

福島県は、県を南北に縦断する西の奥羽山脈、東の阿武隈高地により、大きく浜通り、中通り、会津という風土の異なる三地域に分かれる。緑豊かな山並みや裾野に広がる田園風景、猪苗代湖、阿武隈川などの豊かな水をたたえる湖沼や河川、太平洋に臨む美しい海岸線等、豊かな水と緑が織りなす美しい自然をその景観の骨格とし、地域ごとに個性豊かな景観を形成している。

浜通りは、阿武隈高地から東側、太平洋沿岸に南北に延びる細長い平野からなり、河川のほとんどが阿武隈高地を水源として東に流下し、その流域に集落が発達してきた。海岸部では、北部の松川浦周辺や南部の磐城海岸などの魅力的な海岸景観が見られるほか、温暖な気候に豊かな海の恵みを受けた漁村が発達するとともに、産業活動の拠点として漁港や港湾が整備されてきた。旧陸前浜街道沿いに設けられた宿駅が今日の各都市の骨格として受け継がれてきた一方、阿武隈高地の中腹から山頂にかけても人々の生活が営まれ、人と自然が共生した里山的生活景観が育まれている。

このように、里山景観や海岸景観は福島県沿岸部の景観の骨格であり、当公園から周辺地域へと続く場において、なだらかに連なる阿武隈高地、身近な両竹山や大平山等地域の人々が育ててきた薪炭林や植林のある丘陵地を背景に、水田が広がる中に緑の小島が点々と浮かぶように集落が位置していた里山景観を意識して景観を検討するとともに、新たな産業の場においてもこのような特性を踏まえた景観が意識されるよう、周辺地域を含めた景観形成の考え方を示す。

【具体化に向けた考え方】

復興祈念公園と周辺地域が連続する景観の形成を推進するための方針を定める。

< 景観の形成を推進するための方針のイメージ >

- ・相双地域の自然、里山景観（端山、再生農地等）や海岸景観との調和。
- ・連続する緑地景観の保全、創出（公園、周辺地域の農地、河川のみどり、丘陵地のみどり等）
- ・里山景観と調和する等復興関連施設の景観に関する意識の醸成（周辺農地と公園の産業連携による景観の連続、当公園の花やみどりの風景の周辺地域への浸潤等）

(7) 植栽及び自然環境の形成

1) 植栽及び自然環境の形成のあり方

当公園は、旧来の環境条件（丘陵地等）、地域の人々が自然に働きかけ形成してきた震災前の環境条件（里山、農的な環境等）及び、震災後の環境条件（震災後に現れた湿性地等）に基づき、成立可能な植生を活用して植栽を行う。これにより、地域固有の自然や環境の形成や、地域の人々が自然に働きかけてきた歴史、文化を踏まえて、ふるさとと人々を結びつけ、訪れたいくなるような豊かで美しい環境の形成を目指す。

【具体化に向けた考え方】

- ・丘陵地については、自然度の高いシキミーモミ群集の樹林を保全し、両竹山の歴史的景観を継承するとともに、展望地周辺の人工林の部分については環境、低地部からの眺めに配慮しつつ展望を確保する。
- ・被災前に水田であった沿岸部では、その一部に現在ヨシやヒメガマ等による湿性環境が形成されていることを踏まえ、造成の検討とともに、未来に向け多様な環境を形成する。
- ・国営追悼・祈念施設（仮称）や前田川沿いの造成にあわせて植栽基盤を形成し、公園を彩り、福島の復興とともに生き生きと咲く花の景観を創出する。
- ・微高地で広がりつつあるセイタカアワダチソウ等の外来種を排除し、環境の単調化を抑制する。
- ・前田川沿いでは、エノキームクノキ群集等の河畔に適した樹林環境を形成するための堤防背面盛土の検討を進める。
- ・湿性環境、樹林、花など成立可能な植生の検証を行うとともに、その植生の形成に当たり必要な事項を検討する。

福島県復興祈念公園及び周辺地域の自然環境の変遷

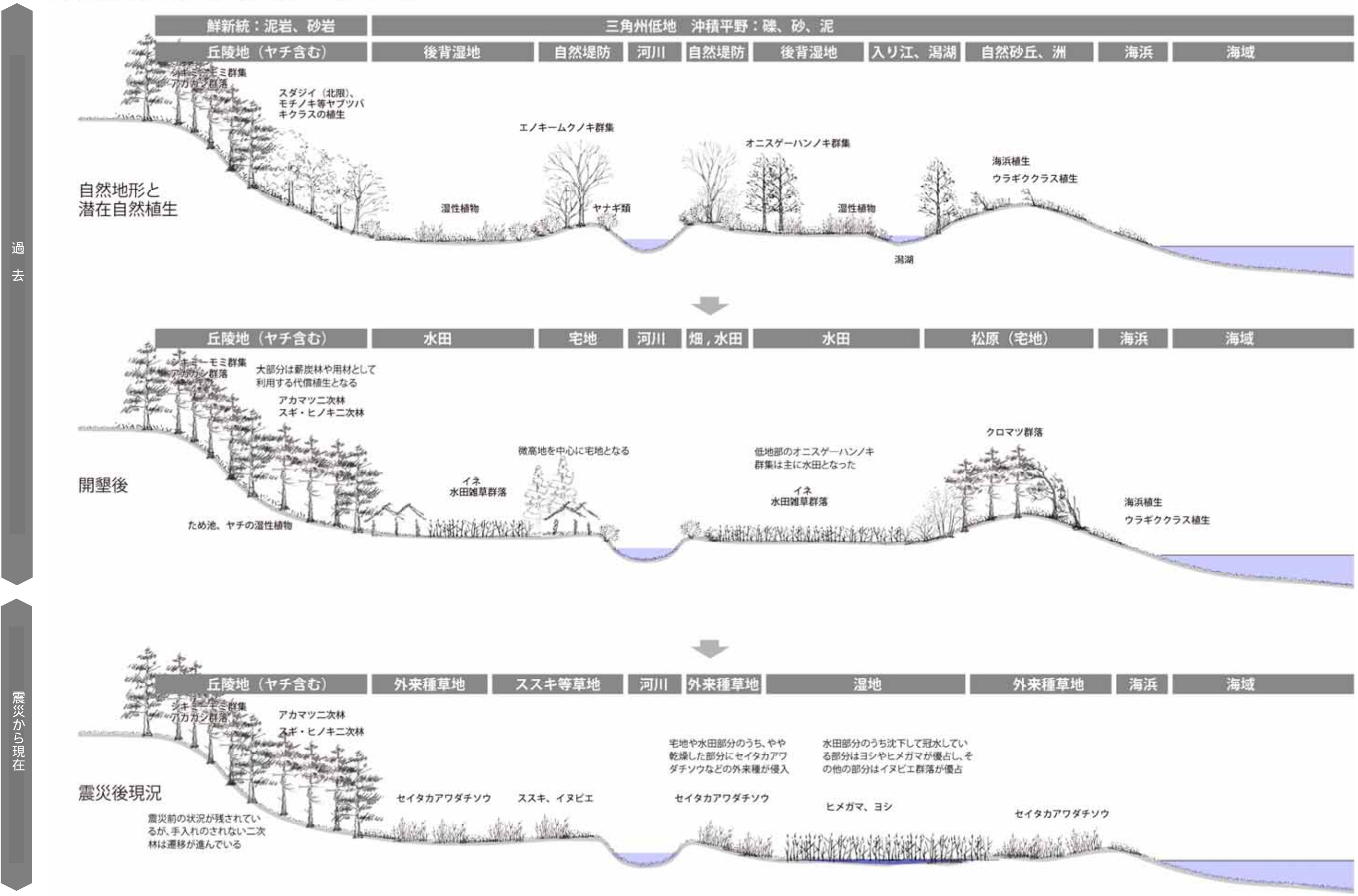


図-14 福島県復興祈念公園及び周辺地域の自然環境の変遷

環境別の景観イメージ

性質	原生自然的		里山／農的				里・マチ／文化的	
環境	樹林		水域（湿地、河川等）		自然堤防		集落周辺	
	自然林	二次林（人工林）	湿性林	湿性草地	湿性林	草地	農地	集落
植栽種	自生・在来種						造園的園芸種	

保全・再生



アカガシ群落とシキミーモミ群落



ハンノキ湿性林



エノキームクノキ群落¹⁾



チガヤ草地



散居集落と防風林²⁾



複層的なスギ植林



ヨシ・ヒメガマ群落



ススキ野原



浪江の屋敷林³⁾



双葉町の田園景観⁴⁾

利活用



樹林地の改変を極力抑えた動線



樹林の散策路



水面のある湿地散策



庭先の花



道端の花



果樹園（モモ）の景観



里山の花木⁵⁾



菜の花



ヒマワリ



コスモス⁶⁾



ツワブキ

未来

景観イメージ

1) 国土交通省四国地方整備局四国技術事務所H.P. http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/syokusei/kaisetsu/enoki_mukunoki/index.html

2) 大玉村H.P. (https://www.vill.otama.fukushima.jp/kankou_shiseki/)

3) 「浪江の風景読本」(筆者・スケッチ: 廣瀬俊介、発行: 福島県相双建設事務所)

4) 「双葉町東日本大震災記録誌 後世に伝える震災・原発事故」(発行: 双葉町、平成29年3月発行)

5) 「浪江町史 別巻1 浪江町の自然」(発行: 浪江町、編集: 浪江町史編纂委員会、平成15年3月発行)

6) 相双ビューローH.P. (<http://yumesoso.jp/yutadosa/archives/1833.html>)

図-15 環境別の景観イメージ

2) 植栽後の管理・育成、体制等のあり方

当公園では、その計画・設計段階から、植栽、形成した自然環境の管理・育成について検討する。その際、双葉町、浪江町におけるまちづくり会社の設立等、相双地域においても地域の人々や団体等が行う復興の取組みが進みつつあることを踏まえ、その計画・設計段階から、今後行っていく具体的な意向のある人々や団体の参画と協働の方策、その場の考え方等について検討する。また、復興の状況、地域の人々の活動の状況、復興祈念公園フォーラム等を通じて得られる地域の人々の考え方等を踏まえつつ、活動の進展など復興の進度に合わせて、望ましい管理運営の体制を検討する。

【具体化に向けた考え方】

- ・公園内の各区域の空間特性を踏まえた管理・育成を行う。
- ・進行する遷移や外来種の侵入等、環境の変化に合わせた順応的管理を行う。
- ・企業やNPO団体等の多様な主体の参画を図るとともに、植栽イベント等により人々がふるさとで集うことができるプログラムを検討する。

福島県復興祈念公園及び周辺地域の空間構成

以上の（１）～（７）より、福島県復興祈念公園及び周辺地域の空間構成を以下のとおりとする。

- ・当公園は、基本理念である「生命（いのち）をいたみ、事実をつたえ、縁（よすが）をつなぎ、息吹よみがえる」をもとに、被災地全体の追悼と鎮魂の場、震災の原因を知り再生の息吹を感じる場、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場、ふるさとと人々を結ぶ場となるとともに、地域の自然、生活と生業の歴史を踏まえ、地域が復興する未来に向かい周辺地域と連携して、過去から未来へ歩みを進めるものである。中核的施設である国営追悼・祈念施設（仮称）においては、震災後の一時点を表し、震災により起こったこと、失くしたことを伝え続ける復興のベンチマークとなる。そして、周辺地域をはじめとする浜通り、福島の復興が進むことで、大きくなるそれらと国営追悼・祈念施設（仮称）とのコントラストが震災の悲惨さと復興の希望を伝える場となる。
- ・国営追悼・祈念施設（仮称）は、主に被災地全体の追悼と鎮魂の場、震災の原因を知り再生の息吹を感じる場として、追悼と鎮魂の場を中心に、展望地、震災遺構を巡り、公園外の震災遺構等とも連携する空間となるとともに、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設や産業交流センターに隣接する場合は、それらの施設との連携を通じ、主に記憶と教訓の伝承を通じた震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場や未来に向かう当公園から周辺地域やその賑わい・交流の中心となる施設への、若しくはそれらから公園への人々の流れを形成する空間となる。
- ・さらに地域の歴史・文化の継承や花とみどりを創り出すふるさとと人々を結ぶ場が、追悼・鎮魂等の中心と記憶と教訓や未来に向かう中心との間に広がり、二つの中心をつなぎつつ、未来に向かい復興する周辺地域と相まって復興を表していくとともに、地域の人々を始めとする人々の様々な活動が行われることで、利用者が復興の息吹に触れ、地域の人々の感謝の念を頂き、人々が福島の復興を支え発信する場となる。

福島県復興祈念公園及び周辺地域の空間構成図（具体化に向けた考え方）

国営追悼・祈念施設（仮称）とアーカイブ拠点施設等に隣接する場の関係

・前田川左岸側の区域に追悼と鎮魂の「生命（いのち）をいたむ」場を中心とした機能が集積するとともに、前田川右岸側の区域に公園区域外のアーカイブ拠点施設や産業交流センターと連携した記憶と教訓の「事実をつたえる」場を中心とした機能群が集積する。集積した機能をつなぐシーケンスは、両地域を結びそれぞれ自身が事実を伝える場となる浜野橋を中心として公園内に広く存在する「縁（よすが）をつなぐ」ふるさとと人々を結ぶ場を経由しながら、周辺地域への機能のネットワークにつながる。

震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場

・震災の原因となった海（震源）、福島第一原子力発電所の方向、公園や復興の様子等をそれぞれに適した立地の展望地から望む。
 ・両竹山は現状ではほぼ全域を樹林に覆われているため、複数の展望地を配置し、それぞれの箇所では低地部からの両竹山への眺めを阻害しないように最小限の整備により、両竹山を保全するとともに、可能な限り広範囲の眺望を確保する。

浜野橋周辺

・浜野橋は国営追悼・祈念施設（仮称）とアーカイブ拠点施設等に隣接する場の中継点、それらを結ぶ点として捉える。
 ・浜野橋は震災の脅威、被害を伝え、教訓を伝承するための主要要素を巡る際に、地震・津波によって破壊された下流側の中浜橋等を見ることができる視点場として捉える。

中核的な追悼と鎮魂の場

中核的な祈りの場

・災害の悲惨さや犠牲者の無念さ、人の営みが失われることの恐ろしさ等を永続的に伝える施設とする。
 ・多様な意味をこの場にきた人が感じ取ることができる空間にする。
 ・福島県の復興を支援し続ける姿を表す。
 ・心の落ち着き、まちの賑わいを感じ、前に進んでいることを確認できる場となる。
 ・この地域が元来持つ水との関わり、また、津波が今回の災害の原因であることから、当公園のテーマとして「水」を重視する。
 ・祈りの場は以下のメッセージ性を有する場とする。
 ①震災後の一時点を切り取り、何が起こったのか、地域から何が失われたのかということ伝え続け、復興のベンチマークとなる。
 ②浜通り、福島が復興すればするほど、ベンチマークと祈りの場とのコントラストは大きくなり、震災の悲惨さと復興の希望を伝える。

アーカイブ拠点施設等に隣接する場

・アーカイブ拠点施設や産業交流センターとの一体性を確保する。

アーカイブ拠点施設等に隣接する場

ふるさとと人々を結ぶ場

・ふるさとと人々を結ぶ場は、祈りの場や式典広場の周辺にも配置し、それらと連続するとともに、祈りの場や式典広場から見えるものとする。
 ・地域の人々の想いがあり、震災伝承の場ともなる、被災前の集落が位置していた場所も「ふるさとと人々を結ぶ場」とする。
 ・花等を活用しながら、震災の教訓とあわせて福島復興を発信する場とする。
 ・祈りの後に伝統行事にふれることができ、また、花を望めるとともに、花を育む取組みに参加できるプログラム等を検討する。
 ・生物の豊かなつながりや地域における暮らしの基盤として潜在的な環境（湿地環境等）を確保することも必要。
 ・公園の基本方針を踏まえた人々の活動拠点となるものとする。

震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場（公園区域全域）

・この地域に古代から人が住み、戦国時代より相馬氏の領内統治のために築かれた両竹館が位置し、東日本大震災が発生し、将来復興祈念公園となり、歴史が積み重なっていくことを示す。
 ・アーカイブ拠点施設や産業交流センターとの一体性を確保する。
 ・公園内の被災集落の住居跡（双葉町中野地区、浪江町両竹地区）、立入制限ゲート、町道損壊箇所等を保全・活用する。

※浜野橋以北の県道については、国営追悼・祈念施設（仮称）の位置・規模を踏まえ、線形を調整する。

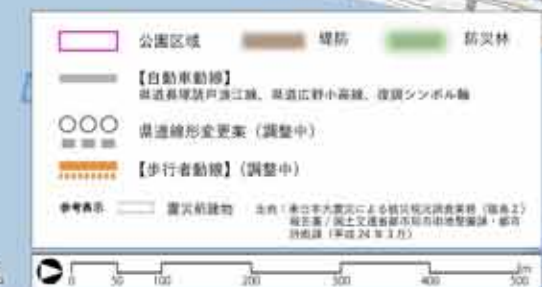


図-17 福島県復興祈念公園及び周辺地域の空間構成（具体化に向けた考え方）



図-18 アーカイブ拠点施設に隣接する場の空間配置計画



図-19 国営追悼・祈念施設（仮称）の空間配置計画

6 . 管理・運営方針

当公園は、犠牲者への追悼と鎮魂の場、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場を維持し、復興のありようを国内外に向け発信するとともに、ふるさとと人々を結ぶ縁（よすが）となる地域の人々の心の拠り所の形成に貢献する管理・運営が求められる。

これら当公園の管理・運営に求められる機能を満たし、多様な活動や取組みが展開できる環境が整えられるように、国、福島県、双葉町、浪江町が連携して一体的かつ効率的な管理・運営を目指すとともに、地域の人々や団体等との協働による管理・運営体制の構築を目指す。

以下に段階的な管理・運営体制の構築の考え方、周辺地域の観光施設、産業施設、情報発信を行う施設との連携の考え方を示す。

(1) 公園の管理・運営

双葉町、浪江町におけるまちづくり会社の設立等相双地域においても地域の人々や団体等が行う復興の取組みが進みつつあることを踏まえ、公園の計画・設計段階から、今後行っていく具体的な意向のある人々や団体の参画と協働の方策、その場の考え方等について検討する。また、復興の状況、地域の人々の活動の状況、復興祈念公園フォーラム等を通じて得られる地域の人々の考え方等を踏まえつつ、活動の進展など復興の進度に合わせて、望ましい管理・運営の体制を検討する。〔再掲〕

【具体化に向けた考え方】

- ・復興祈念公園フォーラムの開催等を通じて、多様な主体による公園の望ましい管理運営に向けた体制を検討する。
- ・多様な主体が当公園に集い、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶための活動や花やみどりづくり、伝統行事の継承活動等様々な活動が可能となる等当公園は、公園の基本方針を実現する人々の活動拠点となるものとする。

(2) 周辺地域の観光施設、産業施設、情報発信を行う施設との連携

当公園と双葉町で検討が進められている産業交流センター、浪江町で検討が進められている交流・情報発信拠点（道の駅等）等地域のにぎわいの中心となる施設、地域の祭り（双葉町ダルマ市、浪江町十日市祭等）、復興関係事業の一環で実施される普及啓発活動（福島イノベーション・コースト構想の事業等）等各種行催事との連携を図る。

【具体化に向けた考え方】(再掲)

**アーカイブ拠点施設と連携して検討するプログラム・巡回ルートや
情報発信のイメージ**

- ・アーカイブ拠点施設、産業交流センター、交流・情報発信拠点施設、まち・なみ・まるしえ、請戸漁港、福島イノベーション・コースト構想関連施設を結ぶプログラム・巡回ルートにより、地域の復興の歩みを伝える。

7. 今後の検討課題

以下に示す事項については、今後の設計段階において、引き続き検討を行うこととする。

- ① 福島県復興祈念公園の基本理念や基本方針を踏まえた、公園の中に込めるべき意味及び、ハードやイベント等のソフトの活用を通じた、未来を担う人々への前に進む発信力のあるメッセージのあり方
 - ② 震災¹⁾後の一時点を表すことでこの震災によって起こったことや失くしたことを伝え、復興の進展を示し続けていく復興のベンチマークのあり方
 - ③ 次世代を含め、震災を体験していない人々への震災の事実等の伝承のあり方
 - ④ 地域における関係性の再生・創出等「縁をつなぐ」、「息吹よみがえる」を一層具体化する仕組みのあり方
 - ⑤ 植栽における、基本理念や基本方針を踏まえた人と自然の関わり方、物語性、花の活用、造園デザインのあり方
 - ⑥ 前田川の堤防整備や防災林等関連事業を考慮した公園整備のあり方
- 1) 東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故により広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害

おわりに

福島県復興祈念公園の事業推進に当たっては、本計画の基本理念、基本方針等を踏まえ、復興の進度に応じた人々の心の変化等、復興の時間軸を十分に意識し、将来にわたって当公園が震災の記憶と教訓を後世に伝承するとともに、地域を再生し、創造する象徴となるよう、整備・管理等の段階に応じて必要な検討を行っていくものとする。

福島県復興祈念公園基本計画（案）

意見記入用紙

福島県復興祈念公園基本計画（案）についてご意見をお寄せください。

性 別 ※該当箇所に○をつけてください	男 ・ 女		
年 代 ※該当箇所に○をつけてください	① 10歳未満	② 10歳代	③ 20歳代
	④ 30歳代	⑤ 40歳代	⑥ 50歳代
	⑦ 60歳代	⑧ 70歳代	⑨ 80歳以上
現在のご住所 ※該当箇所にご記入ください	都道府県		市区町村
震災前のご住所	都道府県		市区町村
ご 意 見			

ご協力ありがとうございました。

- ・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見の内容は、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）と合わせて公開される可能性があることをご承知おきください。

福島県復興祈念公園基本計画（案） に対する意見の募集について

意見募集期間 平成30年5月8日（火）～平成30年6月8日（金）【必着】

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曾有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区、中浜地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本計画の検討を重ねてきました。

このたび、基本計画（案）をとりまとめましたので、皆様のお考えをお伺いするため、以下の要領で基本計画（案）に対するご意見を募集します。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

基本計画（案）の閲覧・入手方法

1 ホームページからダウンロード

東北地方整備局 HP <<http://www.thr.mlit.go.jp/>>



東日本大震災
復興・伝承

復興祈念公園

福島県

をクリック

2 以下の場所にて閲覧・応募ができます（※裏面に地図記載）

1. 国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係（宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1）
場所：仙台合同庁舎 B 棟 14 階 都市・住宅整備課内
2. 福島県 土木部 まちづくり推進課（福島県福島市杉妻町 2-16）
場所：①福島県庁西庁舎 4 階 まちづくり推進課内 ②福島県庁西庁舎 12 階 県政情報センター内
③福島県各地方振興局（県北を除く） 県政情報コーナー内 ④福島県各建設事務所 企画調査課内
3. 双葉町 復興推進課（福島県いわき市東田町 2-19-4）
場所：双葉町役場 2 階 復興推進課内
4. 浪江町 まちづくり整備課（福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）
場所：浪江町役場 3 階 まちづくり整備課内

意見公募方法

基本計画（案）をご覧いただいた上で、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※「福島県復興祈念公園基本計画（案）に対する意見募集」であることを明記のうえ、基本計画（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）をご記入ください。

1 意見箱

閲覧場所にある
記入用紙に記入の上、
備え付けの意見箱に
投函してください。

2 郵送

〒980-8602
仙台市青葉区本町 3-3-1
国土交通省 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
公園係 あて

3 ファックス

番号：022-227-4459
国土交通省 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
公園係 あて

4 電子メール

上記ホームページからダウンロード
した記入用紙に記入の上、
下記アドレスに送付してください。
thr-tohoku-park@mlit.go.jp

福島県における復興祈念公園シンポジウム

公園から福島の再生を考える

主催／国土交通省東北地方整備局・福島県・双葉町・浪江町

平成30年6月2日（土）

10:00~12:00

福島県復興祈念公園の検討にあたり、復興祈念公園の基本計画をもとに、今後の地域の復興と復興祈念公園との関わりを探ります。

会場／福島市子どもの夢を育む施設
こむこむ館（福島市）（※裏面に地図記載）
入場無料（※裏面に事前申込方法記載）

●基調講演

「福島県における復興祈念公園を考える」
講師／横張 真（東京大学大学院工学系研究科教授）

●パネルディスカッション

コーディネーター／横張 真（東京大学大学院工学系研究科教授）
パネリスト／市岡 綾子（日本大学工学部専任講師）
長林 久夫（日本大学工学部名誉教授）
伊澤 史朗（双葉町長）
本間 茂行（浪江副町長）

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係 電話：022-225-2171（内線 6163、6171）
福島県 土木部 まちづくり推進課 電話：024-521-7510（直通）

基本計画（案） 閲覧場所・シンポジウム会場のご案内

基本計画（案）の主な閲覧場所

国土交通省 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課 公園係
 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
 仙台合同庁舎 B 棟 14 階
 都市・住宅整備課内



福島県庁
 福島県福島市杉妻町 2-16
 ・西庁舎 4 階 まちづくり推進課内
 ・西庁舎 12 階 県政情報センター内



福島県 いわき地方振興局
 福島県いわき市平字梅本 15
 いわき合同庁舎 1 階
 県政情報コーナー内



福島県 相双地方振興局
 福島県南相馬市原町区錦町 1-30
 南相馬合同庁舎 1 階
 県政情報コーナー内



※他の各地方振興局（県北を除く）、各建設事務所でも閲覧ができます

双葉町 復興推進課
 福島県いわき市東田町 2-19-4
 双葉町役場いわき事務所 2 階
 復興推進課内



浪江町 まちづくり整備課
 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋
 字六反田 7-2 浪江町役場 3 階
 まちづくり整備課内



シンポジウム会場

福島市子どもの夢を育む施設

こむこむ館 JR 福島駅東口より徒歩約 4 分



【注】当会場に駐車場はございません。お車でのご来場の方は、県庁外来駐車場（無料）をご利用ください。

シンポジウム事前参加申込【5月21日（月）締切】

以下の宛先まで電子メールまたはFAXにてお申し込みください。

宛先：福島県 土木部 まちづくり推進課
 電子メール：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp
 FAX：024-521-7956

福島県における復興祈念公園シンポジウム参加申込

●代表者氏名（ふりがな）	
●参加人数	代表者含め（ ）人参加
●ご所属	
●ご連絡先	

※個人情報は個人情報保護関連法令に基づき当シンポジウムの開催に必要な範囲内で使用させていただきます。